

## 平成18年第2回那須塩原市議会定例会

### 議事日程（第6号）

平成18年6月16日（金曜日）午前10時開議

#### 日程第1 市政一般質問

##### 14番 玉野 宏議員

###### 1. 地域産業と環境問題について

- (1) 那須塩原市は、環境問題とどう取り組むか

##### 10番 平山啓子議員

###### 1. 福祉・教育行政について

- (1) 子どもたちが安心して暮らせる環境づくりについて

###### 2. 行政サービスについて

- (1) トワイライトサービスについて
- (2) 思いやりの行政サービスについて

###### 3. 自主財源について

- (1) 悪質な滞納者について
- (2) 企業誘致について
- (3) 広告ビジネスについて

##### 21番 山本はるひ議員

###### 1. 市民サービスについて

- (1) トワイライトサービスの見直しについて
- (2) 本庁の総合案内窓口サービスについて
- (3) 市のホームページの充実について

###### 2. 図書館について

- (1) 市民の利用の仕方について
- (2) 増加する蔵書の対応について
- (3) 公民館の図書について
- (4) 職員の専門性について

##### 16番 吉成伸一議員

###### 1. 地球温暖化防止の取り組みについて

2. 教育行政について
3. 農業行政について
4. 市民主体のお祭りを

5. 下水道行政について

6. 森林セラピーの普及を

日程第 2 議案の各常任委員会付託について

日程第 3 請願・陳情等の関係常任委員会付託について

出席議員（32名）

1番	岡本真芳君	2番	岡部瑞穂君
3番	眞壁俊郎君	4番	阿部寿一君
5番	高久好一君	6番	鈴木紀君
7番	磯飛清君	8番	東泉富士夫君
9番	高久武男君	10番	平山啓子君
11番	木下幸英君	12番	早乙女順子君
13番	渡邊穰君	14番	玉野宏君
15番	石川英男君	16番	吉成伸一君
17番	中村芳隆君	18番	君島一郎君
19番	関谷暢之君	20番	水戸滋君
21番	山本はるひ君	22番	相馬司君
23番	若松東征君	24番	植木弘行君
25番	相馬義一君	26番	菊地弘明君
27番	平山英君	28番	人見菊一君
29番	齋藤寿一君	30番	金子哲也君
31番	松原勇君	32番	室井俊吾君

欠席議員（なし）

説明のために出席した者の職氏名

市長	栗川仁君	助役	坪山和郎君
収入役	折井正幸君	教育長	渡辺民彦君
企画部長	君島寛君	企画情報課長	高藤昭夫君
総合政策室長	岡崎修君	総務部長	田辺茂君
総務課長	平山照夫君	財政課長	増田徹君
生活環境部長	松下昇君	環境課長	高塩富男君
市民福祉部長	渡部義美君	福祉事務所長	大田原稔君
社会福祉課長	松本睦男君	産業観光部長	田代仁君
農務課長	二ノ宮栄治君	建設部長	向井明君
都市計画課長	江連彰君	水道部長	君島良一君
水道管理課長	金沢郁夫君	教育部長	君島富夫君

教育総務課長	田	代	哲	夫	君	選管・監査・ 固定資産評 ・公平委員 事務局 局長	織	田	哲	徳	君
農業委員会 事務局 局長	枝		幸	夫	君	西那須野 支所 局長	八	木	源	一	君
塩原支所長	櫻	岡	定	男	君						

本会議に出席した事務局職員

議会事務局長	千	本	木	武	則	議事課長	石	井		博
議事調査係長	斉	藤	兼	次		議事調査係	福	田	博	昭
議事調査係	高	塩	浩	幸		議事調査係	佐	藤	吉	将

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（高久武男君） おはようございます。  
散会前に引き続き本日の会議を開きます。  
ただいまの出席議員は31名であります。  
31番、松原勇君より遅刻する旨の届け出があります。

◎議事日程の報告

- 議長（高久武男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎市政一般質問

- 議長（高久武男君） 日程第1、市政一般質問を行います。  
発言通告者に対し、順次発言を許します。

◇ 玉野 宏 君

- 議長（高久武男君） 初めに、14番、玉野宏君。  
〔14番 玉野 宏君登壇〕  
○14番（玉野 宏君） おはようございます。

合併2年目に入っの今年の4月でございますけど、旧西那須野町で行われました記念祭に出かけていきました。そこで改めて那須塩原市が那須野ヶ原の大地の上でつながっている。歴史を重ねて今日があるということ、この行事を通して知る機会がありました。

1つは、旧西那須野町の常盤ヶ丘で毎年行われ

ている、これは日にちが4月7日と決まっているのでございますが、印南丈作氏、矢板武氏の御前祭、もう一つは同じ西那須野町で行われておりました開墾記念祭がございます。この日もやはり決まっております、4月15日ということ。この2つの記念祭が旧西那須野町で続けられてきたことは、旧黒磯市民にありましては、関係者以外その歴史も重さも余り知られることのない大切な行事だったと思います。

一方、旧西那須野町、塩原町の住民でおられた皆様には、黒磯市が旧黒磯市役所、旧黒磯議会の努力にもかかわらず、産業廃棄物処理場の多いことに大変驚かれたと思います。

この産業廃棄物を知るきっかけとなりましたのは、県内一、ややもすると日本でも1、2の規模とされる柳産業の計画を共有して知ったことにあると思われま。

今後とも合併那須塩原市となったことで、それぞれの地域の実情を知る機会があるものと思われま。

先日、柳産業の計画を阻止するために、青木地区につくられた会の代表者、事務局の方と話を伺う機会がありました。同僚議員と出かけてお話を伺いました。

両氏は、ここ青木の地は明治の国策のもと、那須野が原の開墾の歴史から始まった地であるのに、今日、産業廃棄物処理場が一極集中してしまったことは、先人の意思が生かされず、誠に残念でないと話されておりました。

両氏はこのために、自然の豊かさを求め、青木の地に移ってこられた方々とともに、地域の特色を生かし、これから100年を構想する理想の絵を描き、発信する地にしていきたいと話されておりました。この言葉は、歴史認識を踏まえ、今日の日々の努力が未来の希望となり、次世代を生きる

人々へ責任を全うしたいという誠実な気持ちのあらわれだと思います。

通告に従い、一般質問をさせていただきます。

地域産業と環境問題について。

那須塩原市は環境問題とどう取り組むのか。

①本州一の生乳生産量を誇る当市であります、乳牛等の排せつ物についてどうお考えになっておりますか。

②に入る前に、この中のバイオマスという言葉、それと総合計画ということについて、栃木県庁農業振興部よりいただいたバイオマスの資料がございますので、少々お話をさせていただきたいと思っております。

タイトルは「バイオマス日本」、発行されておりますのは農林水産省バイオマス日本総合戦略推進事業とあります。サブタイトル「自然の恵みが日本を再生する」。

最初に、「バイオマスって何」、そういう問いに答えるという形になっております。バイオマスは、動植物から生まれた再生可能な有機性資源です。代表的なものに、家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみ殻があります。

日本にはどのくらいのバイオマスがあるか。まず家畜排せつ物、年間8,900万t、食品廃棄物、同じく年間2,200万t、廃棄される紙、約1,400万t、パルプ廃液、乾燥重量に計算しまして約1,400万t、製材工場等の残材約500万t、建設発生木材約460万t、リンチ残材約370万t、下水汚泥約7,500万t、農作物非食用部、稲わらやもみ殻等約1,200万t。

続いて、「バイオマスを使うメリットは何」。

1、地球温暖化の防止、カーボンニュートラルな資源なので、温室効果、CO<sub>2</sub>の排出を抑制します。カーボンニュートラルは、ご存じのように、バイオマスの炭素は、もともと大気中のCO<sub>2</sub>を植物が光合成により固定したものです。燃焼等によ

るCO<sub>2</sub>が発生しても、実質的に大気中のCO<sub>2</sub>を増加させません。

2に循環社会の形成。資源使い捨てから社会から資源リサイクル社会への移行を推進します。

3、戦略的産業の育成。バイオマスを利用した新たな産業が生まれます。

4、農山漁村の活性化。エネルギーや素材の供給という新たな役割が期待されます。

まとめとして、バイオマスタウンを広めようとしてあります。バイオマス日本総合戦略、京都議定書の発効やバイオマスの利用状況を踏まえ、平成14年12月に策定したバイオマス日本総合戦略を見直し、新たな総合戦略、平成18年3月策定に基づき、バイオマスの総合的かつ効率的な利用に向けた取り組みをしています。

全国各地で食品廃棄物、家畜排せつ物を初めとするバイオマスの利用推進に向けたさまざまな取り組みが行われています。

バイオマスタウン構想として、バイオマスタウンとは何か。域内において、広く地域の関係者の連携のもと、バイオマスの発生から利用までが効率的なプロセスで結ばれた総合的利用システムが構築され、安定的、かつ適正なバイオマス利用が行われているか、あるいは今後行われることが見込まれる地域のことです。

現在、日本ではこのバイオマスタウンを310か所つくるという国のお考えだそうでございます。栃木県においては8か所。この企画立案に対して、費用の半額は国から出るそうでございます。なお、企画立案された事業に対して実行した場合にも、国から直接半額の金額が出るそうでございます。

バイオマス構想を公表された町は現在日本で44の市町村でございます。

この国の策を受けて、栃木県では栃木県バイオマス総合利用マスタープラン、栃木バイオマスの

輸推進プランをつくっております。栃木県独自の表現として以下のように表現されております。

本県の主要なバイオマスには、家畜排せつ物や食品廃棄物系バイオマス、木質系バイオマスなどがあり、今後利活用が期待されるバイオマスには資源作物などがあります。

また、バイオマスの製品やエネルギーの利用先としては、施設園芸などの農業生産や観光地の宿泊施設、公共施設、工場などがあり、これらの利用先とバイオマスを組み合わせることで、地域の特性を生かした地域循環システムを形成することができます。

地域の特性を生かし、バイオマスを総合的に利活用していくために、それぞれの地域においてバイオマスタウン構想などの地域計画を策定し、推進していくことが必要です。その地域計画では、多くの人や組織が連携し、共通の目標に向かって取り組みを進めるための具体的な姿として、地域循環システムの形成やシステム参加者の役割分担、取り組み工程などを明らかにする必要があります。

栃木県のバイオマスタウン構想の中には、地域の関係者が連携し、バイオマスの発生から利活用までのシステムが構築され、安定的にバイオマスの利活用が行われる地域をバイオマスタウンと言う。地域内にある廃棄物となっているバイオマスの90%以上、または未利用となっているバイオマスの40%以上を利活用すること等を内容として、バイオマスタウン構想を市町村や団体が策定し、これによって公表するとあります。

これをもとに、②の質問でございますが、バイオマス総合活用計画について、地元の研究団体や知識者をどう活用されておりますか。

③として、環境問題について、那須塩原市の総合的見地からの政策の確立ができないか、お尋ねいたします。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） おはようございます。

14番、玉野宏議員の質問にお答えをいたします。順次お答えをしてみたいと思います。

まず、乳牛等の排せつ物につきましては、農作物等の肥料として有用な資源でありますので、堆肥化などにより有効に活用していきたいと考えております。

次に、バイオマス総合活用計画と地元研究団体や知識者の活用についてであります。国におきましては、バイオマス日本総合戦略、また栃木県では栃木県バイオマス総合活用マスタープランが策定されるなど、有機性資源であるバイオマスを活用することによる地球温暖化防止や循環型社会を実現する取り組みが進められておりますので、市といたしましては、これからどのように取り組んでいけばよいか調査研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、総合的見地からの施策の確立についてであります。家畜排せつ物だけでなく、食品廃棄物などを含めた未利用バイオマスにつきましては、バイオマスエネルギーとしての発電に利用するなど、総合的な利用の事例もありますが、市内における利用可能なバイオマス資源をどのように活用できるか、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でご答弁とさせていただきます。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 生乳生産量が1位、これは北海道を除いてというのはいつも言われていることですが、これは生産量を日本一にす

るといことは目標であったのでしょうか。それともそういうことの結果として日本一というようになったのでしょうか。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） では、お答えいたします。

最初から目的があったわけではないと考えております。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） 那須塩原市には草地試験場、酪農試験場、農業試験場等がたくさんございますが、ここの中の研究者や知識人との交流はどのようにされておりますでしょうか。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） では、お答えをいたします。

合併して那須塩原の市内の研究機関につきましても、国の機関である畜産草地試験場、また県の研究機関等畜産試験場、酪農試験場と、いろいろなそういう施設の機関がありますが、今までにつきましても特に草地試験場等につきましても、旧黒磯時代からいろいろご指導をいただきまして、畜産関係の事業等には協力を願っております。

特にその中でちょっと詳しく今現在の内容を申し上げますが、畜産草地試験場につきましても、現在17年度から始めたわけなんですけれども、堆肥製造過程に出る熱を利用して、その熱を吸収してハウス等の栽培等を今現在畜産草地試験場で実験をしております。それらについても現在那須塩原市で近々稼働します堆肥センターの後々のそういう利用についても草地試験場の研究等は参考になると考えております。

また、酪農試験場等ばかりではないんですけれども、県としまして、バイオマスシステムの実証事業、新聞で議員、見たとは思いますが、

平成18年度に基本構想等を策定しまして、平成19年度にプラントの整備事業、20年から稼働という計画になっております。その実証事業については、約80頭から100頭の頭数のプラントをつくりまして実証試験をやっている。その中については、市の職員も検討委員会のメンバーに入っておりますので、そこら辺でそういう検討もできると。

いろいろ那須塩原市は現在恵まれて、そういう機関が数多くあるものですから、そこら辺の研究機関と協力をしまして、バイオマス関係については、今後調査研究をしていきたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） ありがとうございます。

今、部長がお答えしていただきましたのは、この新聞記事でございますけれども、先日栃木県知事に偶然出会い、ちょっとした話し合いをする時間がありましたもので、バイオマスタウンについて、知事の考えと私どものほうで、こういう考えがあるんですけども、いかがでございますかという話をしましたところ、知事は、那須塩原市に、部長が今言われたようなプラントをつくらうと。そういうこともあるので、ぜひ那須塩原のほうでもこの計画を実施できるような形で頑張っていたらいいな。短い時間の中ですけど、いい会話ができたかなということが印象的です。

それと、青木地区にございます青木道の駅でございますが、ここに東側と言うんでしょうか、よく花が咲いております。以前はヒマワリの花が咲いていたと思いますが、バイオマスという観点から、このヒマワリの利用等はどのように使われていましたか、お聞きしたいなと思うのですが。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） お答えをいたします。

当初ヒマワリの種の利用については、青木の活性化関係の協議会で検討したことはあります。それから、そのヒマワリの種を絞って、どこでどういうふうに販売ルートに乗せるかというところで終了したような話を聞いております。

あと、菜種栽培関係も来ているものですから、そこら辺についてもある程度の研究はしてみたいんですけども、販売とか利用までには至っていないというのが現状でございます。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） バイオマスタウンにつきましては、栃木県ではまだ手を挙げている自治体はございませんということをお聞きしてきました。この中で、これも下野新聞に出ておりましたけれども、今年の秋、高根沢町で使われた食用の油を集めまして、車の燃料にするという記事が出ておりました。

ここのメリットは、使われた廃油を集めて、バイオディーゼルエンジンを使う燃料にするわけです。廃食用油を固めた可燃ごみを減らせる。処分場への負荷が軽減される。さらに化石燃料の消費も減らせる。この中に地球温暖化とか、さまざまな表現が入っているのではないかと思います。

それを踏まえますと、那須塩原市には一応一般住宅もございまして、板室、それと塩原温泉にも来客がおられます。たくさん使われた廃油等があるのではないかと思いますけど、これの統一した利用はされていますか。またアイデアはあるのかどうかを聞きたいと思います。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） その件につきましては、先ほど市長が答弁した中に、最後にありましたように、今後調査研究をしていきたいと、こ

のように考えております。

○議長（高久武男君） 14番、玉野宏君。

○14番（玉野 宏君） ありがとうございます。

那須塩原市の基幹産業は酪農、農業、そしてそれに結びつく観光だと思えます。これのブランド化、質を上げるというんでしょうか、ブランド化のためにも環境に一段と力を入れる。かつバイオマスの構想でグレードアップする、ブランド化するということは、とても有効に働くことだと思います。ぜひ検討されて、実施されるような方向に持っていただければと思います。

私たちの会派、創生会では、今回、北海道の東藻琴村、現在は合併されて大空町という名前になりましたが、ここは前々からバイオマスをやり、村全体を挙げて乳製品の生産、品質の向上に努力しているところでございます。ここの町の紹介がバイオマスタウン44市町村の中に、コメントですけど、数行ですが、こう出ておりました。「現状のバイオマスの——この村のことですね、利活用システムをさらに推進し、農産物の高品質化に向けて一段と努力していく」というコメントが付されております。

那須塩原市がぜひ総合的なアイデアを持って、地域基幹産業を一段と盛り上げる施策を講じて頑張ってもらうように願ひまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（高久武男君） 以上で14番、玉野宏君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

◇ 平 山 啓 子 君

○議長（高久武男君） 次に、10番、平山啓子君。

〔10番 平山啓子君登壇〕

○10番（平山啓子君） おはようございます。

議席番号10番、平山啓子でございます。

質問最終日になりますと、もう既にお済みの議員さんとの質問内容とかなりダブるものもありますけれども、やっと番が回ってきました。一生懸命取り組みますので、よろしく願いいたします。

3項目ほど質問させていただきます。

初めに、福祉・教育行政についてお伺いいたします。

2004年3月、東京六本木ヒルズの回転ドアに挟まれ、6歳男児が死亡した事故は、子供の周辺には多くの危険が潜んでいることを教えました。最近ではエレベーターでの高校生の死亡事故、ご家族の悲しみははかり知れません。一体何が原因でこんなことになってしまったのかと考えさせられました。

我が国の1歳から19歳までの死因は、交通事故や溺水事故など、いわゆる不慮の事故こそ小児がんで亡くなる子供の2倍に上り、46年間変わらず死因の第1位に上げられております。この事実は驚くほど知られておらず、乳幼児を持つ保護者でさえも知っているのは全体の5割から6割にすぎないとの調査結果もあります。

一方、欧米では、30年前から事故問題を子供の健康障害と考え、国を挙げて不慮の事故対策に取り組んでおります。病は医学で治療が可能です。しかし、子供の事故死を防ぐ対策も急ぐべきであるとし、専門的な調査、研究が進められ、その結果、今では子供の発達や行動パターンをよく分析、理解し、早期に的確な対応をとることで、事故死は防止できるとされています。

しかし、我が国ではどうでしょうか。運が悪かった、親が不注意だったで終わってしまうのが現状ではないでしょうか。

さて、これは、どうぞごらんになってください、

幼児視野体験眼鏡というものです。京都市の京安こども課において入手いたしました。ここは小児医療の専門的立場から、子供の事故防止対策に取り組んでいる施設です。実は成人した大人は左右150度、上下120度の広さの視野があります。

しかし、5、6歳の子供は左右が90度、上下が70度までと、大人の約半分の視野でしかありません。

そこで、この眼鏡をつけますと、大人でも5、6歳の幼児と同じ視野を体験することができます。例えば子供を連れのお母さんが横断歩道で、「ほら、危ない、車が来ているでしょう」としかる姿をよく見かけます。実はお母さんに見えている車は子供には見えていないのです。こうした視野の違いを前提に事故防止策を講じなければなりません。

大人と子供の精神的、また身体的な違いをよく認識し、大人の目線では見えない問題、つまり子供の目線をもって初めて発見できる問題の解決にも取り組んでいかなければなりません。子供の目線に立って、不慮の事故を防ぐための対策に取り組んでいく必要があります。

そこで、まず1点目の(1)子供たちが安心して暮せる環境づくりについて。①不慮の事故から子供を守るための事故防止策をお伺いいたします。

②病気・けがなどの応急手当、心肺蘇生法、チャイルドシートの取り付け、またAED等を含む講習会または講演会の実施状況をお伺いいたします。

③地域安全ボランティアの一環として（仮称）ワンワンパトロール隊の発足をお伺いいたします。

この③の質問は、3月定例会代表質問の中の関連質問でも質問させていただきましたが、再度取り上げてみました。

2行政サービスについて。

合併して1年半を迎えました。4月には職員の方々の大幅な異動もあり、「人と自然がふれあうやすらぎのまち 那須塩原」の実現を目指し、11万5,000の市民の声に耳を傾けながら、工夫、努力を重ねているところです。

行政として地域の市民の要望、意見にどうおこたえしていくか。市民へのサービスのあり方が問われるところです。

そこで、(1)トワイライトサービスについて。

①開設目的と市民等の利用状況をお伺いいたします。

②職員の意識をどう把握しているのか、お伺いいたします。

③スタートしてからの反省点と今後の取り組みをお伺いいたします。

(2)思いやりの行政サービスについて。

外出困難な人々に住民票等の写しを職員による無料宅配サービスを実施できないものかお伺いいたします。

3 自主財源について。

高齢化に伴う社会保障費の増大、一方、少子化で税収の大幅な伸びは余り期待できません。借金を減らさなければ、福祉などの住民サービスに支障が出てきます。先月の下野新聞に、県民1人当たり121万円、就業者1人当たり234万円の借金を負っているとありました。人口減少時代に入り、地方交付税削減など、行財政改革の必要性が迫られております。

(1)悪質な滞納者について。市民税、固定資産税、国保税、水道料金等に対する悪質滞納者に対して、本市の減税の取り組み状況と今後の対策をお伺いいたします。

(2)企業誘致について。これは先日眞壁議員さんの方からも質問がありましたけれども、1つだけ質問させていただきます。

①として、東那須産業団地に企業進出はあるのでしょうか。あるとすれば、またその規模、時期をお伺いいたします。

(3)広告ビジネスについて。

自治体のホームページを開きますと、画面の一部に企業の広告が掲載されていたり、自治体から送られてくる納税通知書などの封筒の余白にも広告が印刷されております。税収の減少で深刻な財政難に直面する各自治体が、従来の歳出削減一辺倒から一歩踏み込んで、みずから稼ぐ広告ビジネスに力を入れ始めております。

そこで、本市の新たな財源として積極的にこの広告ビジネスを取り組むべきと考えます。

以上、3項目ほど質問させていただきます。

○議長(高久武男君) 10番、平山啓子君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

[市長 栗川 仁君登壇]

○市長(栗川 仁君) 10番、平山啓子議員の質問にお答えをいたします。

私からは、3の自主財源、(1)の悪質滞納者についてお答えをいたします。

国税を含めた市民税の取り扱い状況についてお答えをいたします。

督促状等による文書催告や電話催告などでも自主納付が得られない滞納者に対しましては訪問徴収を行います。交渉の結果、納付について誠意のない滞納者や不在票を差し置いても、何ら連絡等のない滞納者につきましては、いわゆる悪質滞納者と位置づけているところであります。

こうした滞納者には、差し押さえの予告をしつつ、預金、給与等債権や不動産の財産調査を行い、最終的には差し押さえから換価に至る一連の滞納処分を進め、公平性の確保に努めております。

今後も悪質滞納者につきましては、より厳正に

対応することを基本に、滞納処分についても今年度から県税事務所に市町村滞納支援チームが発足をいたし、本市も早急に支援要請をしたところであり、検索やインターネットの公売などの新たな手法も視野に入れながら、税の確保に努めてまいりたいと考えております。

なお、国民健康保険税の滞納者に対しましては、このほかに納付状況により、短期被保険証、また被保険者資格証明書を交付して、納税相談に応じており、さらに高額医療費、葬祭費、出産一時金より未納分への充当も行っております。

また、水道料の悪質滞納者に対しましては、給水停止を行っており、市営住宅家賃を長期滞納している悪質滞納者に対しましては、住宅明け渡しの訴訟を提起しております。

このほかにつきましては、市民福祉部長、生活環境部長、企画部長、産業観光部長より答弁させていただきます。

○議長（高久武男君） 次に、市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、私からは福祉・教育行政の子供たちが安心して暮せる環境づくりについて、保健福祉の観点から事故防止策、それから救急救命の講習会、あわせてワンワンパトロール隊についてもお答えいたします。

子供の不慮の事故、特に乳幼児の例えば誤飲などについての防止策としましては、乳幼児健診時に、保健師の指導にあわせ、パンフレットを配付し、啓発を行っておるところであります。

また、保育園の事故防止につきましては、磯飛議員に答弁いたしましたように、幼児の安全確保に関するマニュアルに基づき、日ごろから職員に注意を喚起し、その安全確保に努めております。

病気、けがなどの応急手当、心肺蘇生法などの講習会につきましては、毎年保育園職員全員対象に実施しております。昨年度は西那須野支所に

おいても、一般職員対象の講習会を5回ほど開催いたしました。

また、母子保健事業の中でも市民対象の講習会を実施しております。

次、ワンワンパトロール隊ですけれども、現在地域の防犯活動の中で、犬の散歩を兼ねて行うという方はいらっしゃるという情報はありますけれども、ワンワンパトロール隊という形で活動する団体は把握しておりません。

以上です。

○議長（高久武男君） 次に、企画部長。

○企画部長（君島 寛君） それでは、私から2の行政サービスについて、(1)トワイライト、3点ほどございます。(2)の思いやりの行政サービスについて、順次ご答弁を申し上げたいと思います。

まず、トワイライトサービスについてでございますけれども、このトワイライトサービスは、市民サービスの向上を図るため、より便利な窓口、また、より親しみやすい市役所づくりの一環として実施してきたものであります。この1年間の市民の利用状況については、全体で9,736件ございました。本庁で申し上げますと7,863件、西那須野支所で1,580件、塩原支所、箒根出張所、合わせまして293件の利用状況でございました。

次に、職員の意識把握と今後の取り組みについてというご質問でございますが、職員の意識調査は実施してはおりませんが、現在行っておりますサービス内容と実施体制につきまして、各部門から意見を聴取しているところでございます。それらを検証しながら、今後のトワイライトサービス提供のあり方を検討してまいりたいと考えております。

続いて、思いやりの行政サービスについて、無料宅配サービスの実施についてのお尋ねがございました。本市の全体的なサービス提供の中で、特

定の方々へのサービス提供に伴う公平性の問題、さらには費用と負担、効果など今後とも研究しなければならぬ課題がたくさんございます。検討時間も必要でございますので、にわかに実施することは現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、私の方からは企業誘致についてご答弁をいたします。

東那須産業団地への企業進出につきましては、7番の眞壁議員の質問にお答えしたとおりでございます。

また、規模、時期につきましても、進出企業が決定していない段階でありますので、お答えすることができませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 最後のご質問でございますけれども、広告ビジネスについてお答えを申し上げます。

広告料収入によります歳入の確保、極めて厳しい財政状況のもとで、歳入の確保と地域経済の活性化を図るため、最近自治体の保有いたします資産を広告媒体として活用する団体が多くなってきております。

広告媒体といたしましては、広報紙あるいはホームページ、納税通知書などを活用している事例がございます。本市におきましても、既に市営バスへの広告掲載を行っているところでございます。

今後も地域の振興と財源確保の観点から、総合的な検討を加えるとともに、引き続き経費の縮減にも努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） それでは、まず(1)から順次再質問させていただきます。

先ほど提示いたしました、この幼児視野体験眼鏡なんですけれども、これを全市民というとなかなか予算もあることでしょうか、まずは小さなお子さんを抱えている幼稚園、また保育所、小学校の低学年の先生方、また保育所を含めたのを対象に、実際に体験してもらって、子供の目線ということを経験してもらうためにも大事なことでないかと思うので、これをぜひそういう方々を対象に配付できないものか、お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） 多分予算が伴うことだと思いますので、即答はちょっとできないわけなんですけれども、必要性等についても、私自身もちょっとまだ存じ上げていない部分もあるものですから、ぜひその辺も研究しながら、今後予算化して、できるかどうかということもあわせて研究していきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 確かに何をすることもただではできません。予算がかかることなんですけれども、これはたまたま画用紙1枚なんです。ですから、全戸までといいますと、確かに予算がかかることではしょうけれども、やはりそういう幼児の不慮の事故がふえております。そういう中で、一刻も早くそういう計画、幼児、保育所とかにぜひ配付していただきたいと思っております。そうしまして、これから那須塩原市民の全世帯に徐々に伝えていっていただきたいことを要望いたします。

あとは、2番目の今までの事故防止対策も成果もいろいろマニュアルとかを配って、随時また職員に対しても研究していくということなんですけれども、今までの子供の安全な環境を提供するた

めに、実際に目で見える形で、総合的な子供事故防止実践マニュアル等を作成して、あらゆる機会に配付するなどの普及啓発に全力に取り組むべきであると考えますが、この点はいかがでしょう。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） それでは、お答えいたします。

母子保健、それから福祉の立場からですと、今おっしゃられたようなこと、どういう啓発資料になるかはわかりませんが、ぜひその点については取り組んでみたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） また、今まで個別に行っている不慮の事故対策を、それをさらに一元化とか一本化して、情報の収集と発信、またその専門家による子供の行動の分析と研究などを、対策の立案などを行う横断的な子供事故防止センターともいえるべき機関を設置して、具体的な施策を実施すべきではないかと思うんですけれども、この点はいかがでしょう。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

今の議員がおっしゃられたこともあわせて、今後研究をしていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 大事なことで、本当に前向きに、少しでも早く実現できますよう、要望いたします。

②の病気・けがのことなんですけれども、やはり応急手当としてはいろいろなマニュアル等がございますね。そこで、事故の大部分はほんのちよ

っとした目を離れたすきに、特に家の中、またその家の周辺で起こっているのが現状でないかと思われています。

その心肺蘇生法なんですけれども、昨日も君島議員さんですか、おっしゃっていましたが、これは年に1回の講習会などでは、とても自分で自信が持てるようなまでできるという、対処できるということはできないと思うんですね。やはり何回も自分自身で体験してみなければ身につかないものと思います。そして、本当に自信が持てるようになるまで繰り返し繰り返し参加し、いざというときに本当に素早く対処できるようにならないといけないと思います。例えばここに病人が出た場合、どうしよう、どうしようと言って、何もできないというのが現状ではないかと思うんですね。

やはり例えば呼吸停止したとき、何もしなければ救命率は4分後には50%、5分後には25%となると言われております。そこで脳障害などを起こす可能性もございます。救急車が来るまで6分から7分というふうに言われておりますね。その場で、そこにいた人が救命処置をとらなければならない。やはり講習会にみんなの前でただ参加したというだけでは、本当に素早く対処できるようになるとは考えられません。

また、チャイルドシートにしてみましても、日本においては平成12年に設置が義務化されましたけれども、まだまだ設置していない。また、近くの買い物だから、ゆっくりスピードを出さないから大丈夫だというようなお母さん方も多いようです。また、幼児乗車中の事故は本当に近隣の買い物、お友達のところへ遊びに行く程度の40km以下の事故が60%以上も占めているという状態も聞かされております。

アメリカなどでは国民全体がチャイルドシート

の設置を十分に理解して、設置していない、また設置していても子供を乗せないというのは虐待であるという認識が強いそうです。こういうこともやはりこのごろ余り聞かれなくなりましたけれども、チャイルドシートの正しいつけ方の講習などもぜひ必要かと思われま

す。また、AEDの除細動器なんですけれども、やはり現在は年齢が8歳以上、体重25kg以上の方が使用可能となっております。しかし、全国の学校で児童が運動中に突然死するという事例も起きている状態です。これからは炎天下での運動、またプールでの事故なども想定されます。

こうした中で、やはりこれからは本市においては各保健センターに3か所、また医師会のほうから寄附があって、各支所に1台ずつ6台取りつけられているとお聞きいたしました。やはり本当はそういうのが使われなければ一番いいことなんですけれども、これから公共施設、また小学校、中学校にも早期に設置して、さらに心肺蘇生法、AEDの使い方を公共施設に従事する職員の方々、また小学校、中学校教職員の方々、また保護者の方々にもぜひその使い方を全市民に普及すべきと考えますけれども、やはりこの点はいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（渡部義美君） お答えいたします。

今、議員がおっしゃられました自動体外式除細動器ですけれども、現在医師会からの3台寄贈を受けまして、それを黒磯の運動場、それからシニアセンター、この本庁に1台ずつ今配備をしています。間もなく3台購入いたしますので、これについては各保健センターに配備ということになります。

今後この除細動器ですけれども、年次計画でどの程度配備できるかわかりませんが、市内

の各公共施設といいますか、そういったところに数多く配備できればいいなというふうには考えております。

なお、今はこの除細動器、大変便利なものでありまして、声によるナビがついております。ですから、それでも講習会を開いて、実際に試してみないことには不安なものがありますので、先ほどの答弁の中でも申し上げましたけれども、西那須野支所で一般職員対象に救命救急の講習会等も開いております。ですから、そういった機会を数多く持って、一般市民の方にも開放した講習会等も開いていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 現在は、8歳以上、25kg以上なんですけれども、これからはもうちょっと幼児も使用可能になってくることを近々そのような話も聞いております。

また、消防署と連携をとりまして、大体10人単位ですと、向こうから出張して教えてくれたりするそうですので、やはり使い方を知らなければ宝の持ち腐れでありますし、また徐々に公共施設などにもこれからふやすという計画があると聞いております。生命がかかっている、命を私たち一人一人が守るという立場で、これからもぜひ設置、また市民への講習への普及啓発に力を入れていただきたいと思

います。3点目の③のワンワンパトロール隊なんですけれども、やはりこれはこのたび子供安全推進計画が策定されました。全国で子供の安全を守る地域防犯活動が活発に行われているのが現状ですね。やはりこの安全推進計画の中にも、できる範囲でできることを無理のない範囲で継続的に活動することにより、子供を守るための地域安全ボランティアが必要だということを述べておりました。

本当にこれはもうできる範囲で、できることを無理のない範囲で本当に継続的にできる一つの施策ではないかなと思います。

全那須塩原市の愛犬家の皆様の毎日の散歩にぜひ呼びかけて、登下校中の児童の見守りや声かけ、不審者チェックなどをしてもらう一つの大きな取り組みで、地域ボランティアの一つの大きな取り組みとして、地域の底力になると思われます。犯罪の抑止力効果も大きいと思われます。

そこで、市全体として最も身近で、関係も強力なコミュニティー、自治体にぜひ市のほうからワンワンパトロール隊の発足を呼びかけていただきたいのですけれども、この点はいかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） ご提案の趣旨は十分理解をいたしました。

ただ、行政指導で隊を結成するという取り組みではなくて、やはりいろいろな形態の地域の安全のシステムをつくっていかないと長続きしないとします。

ですから、よく質問の中にもありましたけれども、住民との協働という視点に立って、ぜひ住民の中から盛り上げていただきたいと思われます。もちろん機会があれば、我々のほうからも、畜犬登録関係は我々の所管でありますので、話題としてはお話はさせていただきたいと思われます、積極的に組織化に入るというのはちょっといかがかと考えておられます。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） では、(1)の最後といたしまして、犯罪を減らすには監視カメラなども大事である、しかし、人の目が一番大切である、犯罪者は場所を選ぶ、町の中から死角をなくす工夫が大事であると、ある識者が述べておられます。

子供の目線に立って、子供の安全を阻む死角を本市から取り除くべきであると思われます。まずは公共施設や公園、通学路、交通機関など町の全体を子供の目線から見直し、不慮の事故から子供たちを守るための環境をすべきと思われます。どこよりも先駆けて、子供の不慮の事故対策など、子供の安全対策全般について市長の所見をお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川仁君） 安全対策全般についてというところでございますので、総括した話になるんだろうというふうに思っております。当然、子供の安全を守るというのは行政も、市民も、さらには親もあるわけでございます。そういう中で、協働の中で今後ともそういうものを進めていきたいというふうに考えておられます。

○議長（高久武男君） ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前10時58分

再開 午前11時08分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） すみません、先ほどのAEDのことで先日質問したのは、菊地議員さんの間違いでした。ごめんなさい。訂正しておきます。申しわけございません。

それでは、行政サービスの(1)トワイライトサービスについて質問させていただきます。

先ほど設置目的は市民サービスの向上、利便性を考えての開設目的とお伺いいたしました。

また、合計で9,736件で、各支所ごとに出てお

りますけれども、やはりこれは一番最初に開設されたのが黒磯と聞いております。黒磯はいつごろ、何年前に設置されたのでしょうか。あと、これはきっと累計だと思うんです。また、電話などでの相談も入っていると思うんですけれども、できましたら、各課ごと、一番最も多い課、少ない課などがお知らせいただけたらよろしく申し上げます。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） それでは、お答えをいたします。

合併前、平成14年度から実施をしたというふうに記憶しておるところでございます。

それから、もう1点、利用者の各課ごとの主だったものというふうなご質問がございましたが、まず、黒磯の本庁の方で申し上げます。

一番多い窓口で取り扱いましたところは市民課でございました。ちなみに件数は1年間トータルで申し上げますと2,427件という数字が出てございます。

続いて、会計課、それから保健課、こういったものがベスト3というふうなことが言えようかと思っております。

西那須野支所におきましては、やはり市民課が一番取り扱い件数としては多いという状況もございます。

塩原支所箒根出張所におきましても、やはり市民保健課というのがございますので、そちらのほうのやはり取り扱いが多くなっているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 14年度に開設して3年はたっていると思われまして、その中で黒磯が開設して、住民にとってもサービス効果があった、効果が大きかったから塩原、西那須野にも開設した

というふうには思われますけれども、やはりそういう中で、黒磯は年ごとの市民の反応とか、いろいろな職員からの声とか、そういうのなどはその都度検証というか、してきたのでしょうか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 旧黒磯におきましては、幾つかご意見を市民の方々からいただいている部分はございます。要するに週のうち金曜日だけで黒磯の場合もスタートしてございます。5時以降7時まですべての窓口が開設をするというふうな形のもので、スタートをさせていただいたところでございます。大変ありがたいというふうなお言葉もいただいている部分もございますし、反対にむだだというふうなお言葉をいただいた経過もございます。そういったものをトータルをいたしまして、現在まで継続して実施をしてくれているところでございます。

もう1点、西那須野支所、塩原支所におきましては、昨年の6月からこのサービスをスタートさせていただいたところでございます。この2つの支所におきましては、黒磯の本庁で行っております内容と若干違っておまして、窓口サービスの部分のみというふうなことでスタートをさせていただいております。この辺の統合につきましては、今後のやはり課題であろうというふうに思っているところでございます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） やはり仕事の帰りとか、そういう市民課、会計課の窓口があいていれば助かることは事実だと思われまして。そこで、塩原、西那須野におきましては去年からですから、ちょうど1年が経過いたしました。

それで、5時15分から7時15分まで開設しているということなんですけれども、やはり塩原においては、例えば観光地であり、稼ぎどきの時間帯

ですよ。5時15分から7時という。やはりそういう住民サービスからやったんでしょけれど、それほどまでに利用はないんじゃないかと思われませんか。

また、箒根出張所においても、大体お勤めの方は西那須野、大田原方面に多いので、やはり帰りがけに西那須野とか大体用が足りてしまう。だから、水曜日の塩原などはちょっとむだなんじゃないかなとも思われます。

また、黒磯におきましても、全館つけているわけなんですね。やはり先ほどの市民からむだだという声があるということ、それはそういう声が上がってくるのは当然だと思います。

そこで、やはり黒磯などでは何年かやっているんですから、その都度市民の声というか、それに対して、やはり今も全館4階全部明るくつけてやっているわけですけども、そういうような声はちょっと反映されなかったんでしょかね、お伺いします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 確かに黒磯本庁の金曜日の形態を見ますと、1階から4階まですべての階でライトがついております。確かにむだだというふうな経費節減の折、逆行しているのではないかというお話もなきにしもあらずということではございますけれども、全体の業務を7時15分まで行いますよというふうなスタンスをとっておりますので、決して私どもとしてはむだではないなというふうに思っているところでございます。

また、もう一方、塩原の支所で行っておりますのは、水曜日というふうな曜日の設定をしてございます。この辺のところでは先ほど申し上げました数値の市民の方々にご利用をいただいていると。これはやはりこういったシステムを行ってよかつたのではないのかなというふうに思っているとこ

ろでございます。

なお、やはり内容につきましては、今後とも先ほど申し上げましたとおり、十分に精査をさせていただいて、今後どうしようかというようなものはこれからやはり考えていくべきだろうというふうには思っているところでございます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） やはり交代でやっているんですよ。やはり2時間単位で時間差で業務とはいえ、やはり少人数で対応している課などでは、例えば2時間ずれて出勤ということももちろんなんですけれども、忙しい現場での同僚の顔などがちらついて、もしか私でしたら自然に少しでも早く職場に向かってしまうんじゃないかなというのが、そういういろいろな職員の方のご苦労などもあるんじゃないかと思えますね。先ほど市民からの声はありがたいとか、むだだという声が上がりますということをいただいたんですけども、やはり職員の声というのもすごく大事じゃないかと思えますね。

それで、②の黒磯におきましても、西那須野におきましても、やはりスタートしてから職員の方々からの現場での声というのがどのよう届いているのか、把握しているのか。やはりこれは大事なことだと思うんですけども、お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 1回目のお答えの中で申し上げましたが、各部門、部署から今意見を集めているところでございます。いろいろな意見がやはり職員の中でもあろうかと思いますが、そういったものをまとめて精査をさせていただいて、職員の意向等々もこの中でわかってくるのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 先日も環境問題の質問の中でも、やはり電気料とか、そういうものの燃料費が増加しているというような傾向があるということをおっしゃっていました。やはりむだとか無理はなるべく避けて、まずは庁舎からみんなに見本を示すようなあれをとっていかなければいけないと思います。また、そういうコスト意識を持つということも大事じゃないかと思われま

す。やはりこういうふうに設置して、水曜日、木曜日、金曜日と各支所ごとやっているんですけども、今度10月ごろには自動交付機も黒磯支所には入ってくる予定ですね。今すぐ廃止ということは無理かもしれませんけれども、やはり必要な課だけ置くとか、いろいろなことをこれから勘案して、少しでもいい方向に、市民にとって最もよい効率のよいサービスを提供するという意味で、そちらの方で努力していただきたいと思います。

そこで、2番目の思いやりの行政サービスにつながってくるんですけども、これはかなり難しい問題で、そういうことは考えておりませんというお返事をいただきましたけれども、1人で外出するのが本当に困難な高齢者の方、また障害者の方で構成されている世帯の方がいるわけです。そういう人たちがこの本所、支所勤務の市内在住の管理職員、例えば課長補佐の方以上の方が勤務時間以外に、その宅配ボランティアをして、その地域の住民の要望にこたえていく。地域住民と触れ合っていくということも大事じゃないかと思われま

す。これを取り上げてみました。その担当職員の方が自分の住んでいる地域内で帰宅途中で宅配のボランティアをする。これは大体5時半から8時ぐらいということで、もちろん公務災害も適用されますけれども、やはりこれは本当に利用の頻度は低いと思われま

す。こちらから待っているんじゃないかと、こちらから出向いていく。地域にこちらから出ていくサービス、真心のサービスの実施というのも大事じゃないかと思われま

すけれども、この辺は今後取り組んでいただきたいと思いますけれども、ぜひ前向きな取り組みを、これはお願いしたいと思います。これはある例なんですけれども、私たちと姉妹都市を結んでいる新座市の方は、新座市が今年の4月1日よりスタートしたとお聞きいたしました。やはりここもトワイライトサービスを何年か続けたんですけども、自動交付機の購入、設置などがあって、どうしても利用率が低い。だったら、こちらから出向いていこうということで、こういう一つの試みをやったそうなんですけれども、本市においても、いろいろな問題があると思われま

すけれども、ぜひこういう一つの市民と行政の連携というか、協働による市政のまちづくり推進のためにも、ぜひ設置されることを要望して、次に入ります。3点目の自主財源についてですね。国保税の増大で、どこもとて払えないと。やめようかと思

っているという方が大勢いらっしゃいます。国民皆保険であり、減免制度などを利用して何とかやりくりして生活している現状です。その一方で、先ほども市長のほうからお返事がありましたけれども、悪質な滞納者には徹底した徴収対策を講ずるべきと思われま

す。そこで、先ほどのお返事の中で、今度支援チームですか、そういうのが発足されたというんですけども、この内容などをちょっとお聞かせいただきたいんですけども。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えをいたします。

滞納整理のいわゆる県の県税事務所による市町

村支援というのが福田知事の市町村重視のあらわれでございます。具体的には県の宇都宮県税事務所の職員が派遣をする市町村の併任辞令を受けて、市町村の収納担当の職員と一緒に共同徴収あるいは滞納処分等のノウハウを市町職員に研修をするといったことで、県と市町村が同歩調で収納に当たるということでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 県税事務所の方と共同で徴収ということなんですけれども、例えば本市において何名ぐらいの方がそれに携わるんでしょうか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 先ごろ、もう既に派遣を受けたという市町村が新聞報道でございましたけれども、本市においても県のほうに支援の要請をしたところでございます。具体的に何名の職員の方が来るかについては、現在のところまだ未定でございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） やはり本当にまじめに働く人がばかを見ない、まじめに働く人が報われるという那須塩原市のまちづくりにこれからも努力していただきたいと思います。本当に徹底した強化策をとっていただきたいことを願って、次の問題に移ります。

企業誘致につきましても昨日ご答弁がありましたけれども、1つだけ質問をさせていただきます。

現在企業局への何社ぐらいの問い合わせが来ているんでしょうか。地元商店街に影響の少ない観光を目的とした軽井沢的な商業施設というふうには聞いております。

また、いろいろなうわさが流れておりますけれ

ども、どのような段階まで進んでいるのかわかる範囲でお願いいたします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、お答えをいたします。

企業局のほうへ相談に行っている企業につきましては、眞壁議員に答弁しましたように、数社と聞いております。それで、近々この申し込みの期限も切れると思いますので、その後の企業等の選考の中には市の職員等も入る予定になっておりますので、その中で市の条件等についてはある程度申し上げられると、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） 那須塩原市が本当に若者でにぎわうようなことを願って、次の広告ビジネスについてお伺いいたします。

これは大都市横浜市の例なんですけれども、この広告ビジネスについて2年前から財政局の中に広告事業推進担当というのを設けまして、広告ビジネスの本格的な取り組みを開始したそうです。ホームページのバナー広告はスタート初年度の平成16年度では618万円、平成17年度2,200万円にふえ、平成18年度3,000万円は超える見通しである。横浜市の広告ビジネスの大きな柱となっているということで、今度の18年度の広告ビジネスの成果として、導入当初の約1億8,000万円を見込んでいたというふうに出ておりました。

これは大都市の例ですけれども、本県においては2004年度からホームページへの広告掲載を西方町が最も早く始められましたということが先日の新聞に出ておりました。本年度はホームページに足利市、宇都宮市も、エレベーターや庁舎の壁に広告スペースを設けるなど、また宇都宮の県庁も自動車税の裏面を利用して自主財源の確保に取り

組んでいるという状況なんですね。

本市においても、先ほど公営のバスにも、市営バスにも今掲載して取り組んでいるということなんですけれども、広告ビジネスは市が所有する公共施設、車両、発行する印刷物、公共施設で開催されるイベントなど、今後、有形無形のさまざまな資産を活用してみてもはどうでしょうか。この点お伺いいたします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 平山議員がおっしゃるとおり、いろいろなところでバナー広告といったものを取り入れている状況にあるようでございます。

この近辺で申し上げますと、矢板市さんが広報にこういった広告の掲載といったものを既に取り入れていらっしゃるというような状況がございます。

私どものほうでも先ほども申し上げましたとおり、十分に研究をさせていただいて、取り入れるものは取り入れて、財政、一般財源の確保といえますか、自主財源の確保に努力をすべき点はあるんだろうなというふうに思っておりますし、先ほど申し上げましたバスに広告を掲載しておりますというふうなお話を申し上げましたが、年間の広告料というのはそんなに大きな額には確かならないのであります。

ただし、やはり意識的なもの、そういったものはやはり大きいだろうというふうに思っているところもございますし、今後十分に研究をさせていただいて、何らかのやはり方策を出すべきなんだろうというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（高久武男君） 10番、平山啓子君。

○10番（平山啓子君） そうですね、市全体の予

算から見れば、まだまだ小さな金額ですけれども、財政が年々厳しくなる中、市がみずから営業して、そのお金で住民サービスを展開するとともに、職員もみずから汗をかこうという意識革命にも貢献するかと思われま

す。本市においてもぜひとも積極的に取り組むべきと考えます。少しでもいいことは早く実行すべきである。前向きに実行していきたいと思

います。市長、やってみませんか。

以上、質問を終わります。

○議長（高久武男君） 以上で10番、平山啓子君の市政一般質問は終了いたしました。

—————◇—————

#### ◇ 山本 はるひ 君

○議長（高久武男君） 次に、21番、山本はるひ君。

〔21番 山本はるひ君登壇〕

○21番（山本はるひ君） 皆様、こんにちは。ただいまから通告に従い、市政一般質問をいたします。

このたびの質問は、黒磯市議会を含めて、今までの議会においても質問を行った項目が含まれています。情報提供を含めた市民サービスのあり方と図書館や公民館など、生涯学習を保障する場所については特に関心を持っていること

でございますので、ご答弁のほど、よろしくお願

いいたします。1つ目は、市民サービスについて3項目になります。まず、トワイライトサービスの見直しについてです。直前の平山啓子議員の質問と重なっておりますが、通告してありますので、そのとお

り質問いたします。①本庁と支所で行っているトワイライトサー

スは1年を経過しております。市民の利用状況についてお伺いいたします。

②本庁、支所とも庁舎全体で実施しています。窓口サービス部門と管理部門などのその他の部門で同じように実施している理由についてお伺いをいたします。

③窓口部門以外では、それほど市民が訪れている様子は見られません。市民サービスという観点から見て、サービスの提供の必要性が低いのに、時間延長のトワイライトサービスを行っているように感じられます。これは考え直すべきだと思いますが、どのようにお考えか、お伺いするものです。

④本庁においては、建物の構造上、安全性の確保に問題があり、庁舎全体で仕事をしたほうが防犯上は安全だと聞いております。本来のトワイライトサービスの目的からすれば、このことについては警備の強化などにより、きちんと対策を考えてクリアしていくのが本筋ではないかと思えますが、どのようにお考えか、お伺いいたします。

次に、本庁の総合案内窓口サービスについて伺います。

①本庁では職員による総合案内窓口が終日行われており、市民には好評だと聞いております。現在副主幹以上の職員が順番に窓口で対応していると思いますが、本来の仕事に支障が起きることはないのでしょうか、お伺いいたします。

②総合案内窓口の人は毎日半日ずつ交代しておりますが、市民に対して公平にサービスを提供することができているのかどうかお伺いいたします。

③今後も専門職員を置くことは考えず、今のままの体制で続けていくのかどうか、お伺いいたします。

次に、市役所のホームページの充実について3点お尋ねいたします。

①この春に費用をかけてリニューアルした市のホームページは、市民にとって知りたいことがわかるという観点から見て、どのようによくなったのかについてお伺いいたします。

②市民への情報開示という観点から、市のホームページに載せていく上での基準をお伺いいたします。

③市役所のホームページには「こども市役所」のページがあります。このページがどのような目的でつくられたのか、お伺いいたします。

次に、図書館についての質問です。ここでは4つの項目についてお伺いいたします。

まず、市民の利用の仕方について。

①図書館の利用がふえるにつれ、行方不明の本や返却されないなどでなくなっている本は1年間でどれほどになっているのか。書類上の冊数と実数についてお伺いいたします。

さらになくなってしまう図書について、有効な対策をとっているのかどうか、お尋ねいたします。

②図書の貸し出しについて、1人30冊、2週間までとなっています。そのことでトラブルが起きていないのかどうか、お伺いいたします。

また、市民の公共図書館の本についてのモラルをどのように思われているのか、お伺いいたします。

③雑誌などの購入計画については、市民のニーズや時代の流れに沿うものになっているのかどうか、お伺いいたします。

次に、増加する蔵書の対応についての質問です。

①本来書架にあってしかるべき本が書棚が足りずに並べられていないという状況が起きていると思います。今後の対策をお伺いいたします。

②蔵書数の増加には寄贈図書の受け入れも関係していると思われます。寄贈図書の受け入れ基準はどうなっているのか。また、寄贈図書は1年間

で何冊くらいあって、それは図書館にとってありがたいことなのかどうか、お伺いいたします。

③子供の読書の大切さが言われている今、その図書館の役割は大きいと思われま。駐車場が狭い黒磯図書館について、移転するというような計画があるのかどうか、お伺いいたします。

次は、公民館の図書についての質問です。

①公民館は市の図書館の分室と位置づけられています。そこででの図書の利用は公民館ごとに違いますが大きいと思いますが、排架に基準を設けているのか、お伺いいたします。

②公民館の図書については、本の選択を思い切って地域の人に任せるなど、工夫することで利用がふえると思います。今後の方針をお伺いいたします。

③公民館によっては中学生の居場所としての役割があると聞いております。その子供たちのニーズに合った月刊誌や専門誌など、消耗品扱いになる本や雑誌を買えるようにはできないものかどうか、お伺いいたします。

最後の質問です。

図書館の職員の専門性についてです。今後乳幼児を含めた子供とその保護者、退職後のシニア世代の利用などがふえると思います。

また、図書館は情報の発信地としての役割も担っていきます。そのときに図書館の職員がより多くの知識を持って市民に対応できることがサービスの向上のかなめになると思います。充実したサービスを提供しているすぐれた公共図書館は、どこも専門職員がずっとその専門性を生かして、市民と接しています。

市にあっては、司書資格を持っていて、図書館で仕事をしたいという職員を配置することが可能だと思。そのようなお考えをお持ちかどうかお伺いいたします。

以上で質問を終わります。よろしくお伺いいたします。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 21番、山本はるひ議員の質問にお答えをいたします。

私からは市民サービスの(2)の本庁の総合案内窓口サービスについてお答えいたします。

本庁舎の窓口案内につきましては、合併前の平成15年10月1日から継続して行っており、その業務につきましては、副主幹から課長補佐の職にある職員が交代で従事をいたしております。

なお、トワイライト時には副参事並びに課長職の職員が従事をしております。

本来の職務への影響ですが、2か月ほど前に従事職員の割り振りを周知しており、業務に支障がある場合には事前に交代するなどの対応を行っております。

次に、従事する職員につきましては、窓口案内の設置の目的を市民と同じ目線に立つ機会を持つことにより、職員の資質の向上、ひいては市民サービスの推進と市民の信頼を得ることとしていることから、多くの機会を想定し、午前、午後の交代制をとっておりますが、当然市の職員であり、公務員でありますので、この対応は公平、公正であるものと考えております。

これからの窓口案内の体制についてであります。市民から好評の声を耳にしておりますので、当面は現在の体制で継続をしていきたいと考えております。

このほかにつきましては、企画部長、教育部長、総務部長に答弁をいたさせます。

○議長（高久武男君） 次に、企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 私からは市民サービスについてのトワイライトサービスの見直しの4項目、それから(3)の市のホームページの充実についてお答えを申し上げたいと思います。

まず、この1年間の市民の利用状況につきましては、先ほど平山啓子議員にお答えをしたとおりでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

続いて、どの部門も同じように実施している理由とのことでしたが、そもそもトワイライトサービスの導入は、市役所に用事がある方に窓口サービスだけではないという観点で、本庁舎にありましては、金曜日は午後7時まであいていますというふうなスタンスでスタートをさせていただいたものでございます。実績があらうとなかろうと一定のサービスを提供していきましようということでございまして、市民の皆様方にはどうぞご利用くださいというふうな観点でございました。

したがいまして、窓口業務に特定して実施してきたものではないということでございますので、部門ごとの実績面だけで議論をいたしますと、サービス提供の必要性が低いというふうな部門もあるわけでございますから、すぐにやめてはどうかというふうなお話が出てまいります。

平山議員にもお答えをしましたとおり、1年経過をしたところで、現在実施しておりますサービス内容、庁舎管理のセキュリティー対策、大きな問題でございますので、こういったものも含めて、各部門から現在意見をもらっているところでございます。それらを検証しながら、今後のトワイライトサービス提供のあり方を検討させていただきたいというふうに思っております。

続きまして、ホームページの関係でございますが、今回のリニューアルに伴います、知りたいこ

とがわかるといった改善点といたしましては、まず掲載をしております内容が大幅にふえたということでございます。また、そのふえた内容が幾つかの見出しから探すことができるようになったということが上げられます。

例えば保育園について調べる場合、「保育園とは」というページがございますが、このページへはライフメニューの中の「子育て・保育」と「入園・入学」、「くらしのインデックス」の中の「健康・福祉」、「よくあるQ&A」の中の「福祉」から探していけるようになっております。できるだけいろいろな切り口から情報を探し出せるようにしております。

また、探し出した情報をより見やすくすることができるよう、文字の拡大や背景の色の変更、目の不自由な方やパソコンの画面を長時間見るのがつらい方向けに、文字の音声読み上げもできるようになってございます。

さらに内容はパソコンで見られるものよりは少なくなりますけれども、携帯電話でも閲覧が可能となっております。

また、現在準備中ではございますが、電話の音声案内とファクスでも情報が取得できるようになります。

市民の方にとりましては、より市の情報が得やすい環境ができていくということになろうかと思えます。

なお、今回導入いたしましたシステムでは、ホームページのどの情報がいつどのくらい見られているか把握できます。今後はこうした情報もよく分析をしながら、掲載内容を充実させてまいりたいと考えております。

次に、ホームページに載せていただく情報の基準でございますけれども、基本的には那須塩原市広報広聴規程というものがございます。これを準

用することとしております。

なお、紙面数や発行時期などに制限を受ける広報紙とは違うホームページの利点を生かしまして、できるだけ多くの情報をタイミングよく掲載するとともに、他の関係機関等が提供している情報でも市民にとって有益と思われるものについては、ホームページはリンクを張るといふような言葉を使いますが、市のホームページからいろいろな情報が探せるよう努めております。

最後に、こども市役所につきましてのご質問がございました。これは市役所がどんな仕事をしているのか、小学生レベルでもわかりやすく調べられるよう、合併当初から公開をしているページでございます。総合学習の時間などで小中学生が市役所の仕事を調べに来ることがよくございます。こうした児童生徒の要望に少しでもこたえられるよう、ホームページに掲載し、学校のパソコン教室などから見られるようにしているものでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） それでは、図書館につきまして、(1)から(4)まで順次お答えをさせていただきます。

まず、図書館では所蔵資料の確認のため、毎年点検作業を行っております。返却されないもの及び不明本が四、五千冊ございます。

対策といたしましては、未返却者に対する督促や書架の配置の工夫、職員の配置を講じておるところでございます。

次に、市民1人貸し出し点数は書籍30冊、視聴覚資料10点ということになってございます。3図書館の拡大利用を考慮した点数になっておりますけれども、特に児童書、絵本、雑誌等に対する利用者からは好評を得ておるところでございます。

公共図書館の利用に対する利用者のモラルは一部の方と思われませんが、不適切な場合がございます。利用者が確認できる場合は、その場での指導を行っております。今後さらにモラルの向上に注意を喚起してまいりたいと思います。

雑誌の購入計画につきましては、健康、教育、ビジネス、女性誌など、幅広い分野にわたって利用者のリクエストを考慮しつつ、図書館において市民のニーズに合ったものを選定してございます。

次に、(2)でございますけれども、図書館の開架スペースにつきましては、建物の面積に応じ限度があります。したがって、新刊の購入に伴う蔵書の増加に対し、同時に除籍基準に基づく除籍作業を行い、開架スペースを活用するとともに、今後は分室を含めた図書館全体の有効スペースの活用について研究してまいりたいと思います。

寄贈図書は基本的に全部受け入れをさせていただきます。図書館で必要なものにつきましては、市図書館資料収集要領に基づきまして受け入れを行い、蔵書して利用させていただいております。

また、既に所蔵のあるものはリサイクル本として市民の皆様にイベント等を通じて配布し、ご利用いただいております。

今回の議員ご質問の、黒磯図書館の移転につきましては、今のところ考えておりません。駐車については、狭い状況であることは十分認識をしております。今年度土地の購入を予定しております。年間延べ5万5,000人の利用者があることを考えますと、現在の市街地の図書館としての利便性も発揮できているものと考えております。

次に、(3)公民館の排架基準につきましてでございますが、現在基準は設けておりません。今後においては、地域の実情を考慮しながら、分室の蔵書に対する平準化を図るよう努力してまいりたいと考えております。

図書館の選書につきましては、市民の多様な要求にこたえられるよう、あらゆる分野にわたり計画的に行っております。分室の図書につきましても、地域の皆様により多くご利用いただけるよう、リクエスト制度などを活用していただいております。引き続き市民の皆様の意見を反映させるため、これらのPRに努め、利用増進を図りたいと考えております。

公民館については、読書の推進、学習資料提供等の目的で配備しておりますが、資料の収集につきましては、利用者全体を対象に選書をしていく中で、中学生の要望も考慮してまいります。

次に、4の職員の専門性について。

図書館への司書の配置についてお答えを申し上げます。

司書を含めた専門職におきましても、人材育成の観点から異動は必要なものと考えているところでございますが、図書館への司書職員の配置に関しましては、職員の中に司書資格を持っている者が相当数おりますので、今後の人事配置をする中で十分考慮していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、順番に従って再質問をしていきます。

まず、トワイライトサービスの見直しについてですが、これにつきましては、先ほどの平山啓子議員からも質問が出ておりましたけれども、全体として利用をしていないという、利用がないという部門についてもサービスの一環だということでは、やはり納得ができないのですが、例えばこの1年間の数字を見てもゼロというところがございます。つまり電話もなかったし、来る人もいなかった。けれども、全庁舎をあけていくということがサービスだから、

あけているんだというのは、先ほどの環境のことから言ってもむだではないかと思うんですが、その辺についても一度お願いいたします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） むだ、有用論ということになりますと、これは水かけ論になってしまうところがあるわけですが、確かに山本議員ご指摘のとおり、黒磯の本庁におきましては、1年間で全く処理した事務がなかったというふうなところが存在はしております。そういったものも含めてご答弁申し上げました中に、精査をしてまいりたいというふうなことでございますので、ご理解をいただければというふうに思います。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 先ほどのお答えの中で、今、見直しをするというか、サービスのあり方について考え直すというようなことがありましたが、それでは、これをいつ、どのような方法で見直すのか。そして、実際にもしそれを変えていくということであるならば、その時期をきちとした形でお答えいただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 平山議員さんにもお答えしましたとおり、6月中にある程度意見を集約させていただくということを申し上げました。これの出ました意見を十分に検証させていただく時間が必要であろうと思っておりますし、時期的にそれではいつごろから見直しをかけるというようなものは、ちょっと今のところはご答弁は控えさせていただきます。以上でございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 非常におかしいと思っておりますのは、数字がきちと出ております。1年間で例えば9,736件の問い合わせがあったと。それ

を管理部門、事業部門、窓口サービス部門、行政委員会部門ということで、きちんと部長のほうでは把握して数字が出ております。それは100倍とはいきませんが、つまり1回実施することによって、どのくらい人が来ているかということは非常に大きな差があります。そういうものが出ているにもかかわらず、そして今6月末をめどに職員というか、いろいろな部門から意見を聞いているということであれば、その意見を聞いて、ここに出ている数字、きちっとした数字がこれだけ細かく出ているのであれば、その対策ができないというのはおかしいのではないですか。どう考えてもやはり全庁でやることの必要性は認められないんですが、その辺もう少しきちっとお答えをお願いします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 私は全く対策をしないというふうに申し上げたとは思っておりませんが、先ほど申し上げました数は、これは実数でございます。これをもとにしながら、また意見を集約させていただきながら、十分に検討してまいりましょうというふうに申し上げたのかなと思っておりますが、ご理解いただけたかなと思います。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、窓口の部門が例えば本庁の黒磯で言いますと、1回当たり175件ぐらいになっております、1階で。そのほかというか3階の部分などにおきますと、1から3というような形になっているのが出ています。その数字だけを見ても、すべてをあけることなく、2階の水道部門は窓口と考えれば、あとのところはほかの形で対応することによって、全部をあけなくても市民サービスの低下にはならないと思いますが、いかがですか。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） そういったご意見も確かにあるかと思えます。今後の検討の中で十分にそういったものは精査をさせていただいて、今後の市民サービスのあり方については検討させていただいて、結論を出していきたいというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 私はあくまでもこのトワイライトサービスを市民の立場からのサービスというふうにとらえております。市役所の中の職員の仕事の仕方とか、あるいは庁舎の管理の仕方では考えているのではございませんので、やはり市役所のサービスは市民に向けたサービスが第一と考えます。これだけ部署によってというか、部門によって市民の利用度が違うものについては、やはりしっかりと考え直していただきたいと思えます。

次の質問に移ります。

ただいまサービス部門は窓口だけではないというようなお答えがありました。庁舎全体でサービスをしているんだということでありますと、例えば今、市役所に5時15分を過ぎて電話をいたしますと、窓口というか一本化していないので、それぞれの部とか課に電話をするわけですが、5時15分になりますと電話が通じなくなります。そういう状態であることについて、非常に市民サービスということからすれば問題があると思えます。

例えば黒磯で言いますと、金曜日だけあいていることよりも、5時15分を過ぎても何らかの形で対応ができるようなことをするのが市民サービスではないかと思えます。それについてどうお思いになるか。

それから、西那須野の支所と塩原支所についての電話の対応が同じようになっているのかどうか

もお伺いたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

5時15分以降の閉庁時の電話の対応ということですが、仮に電話が業務の内容で問い合わせ等の電話が参りましても、現実的に職員以外の者が電話の対応は不可能だというふうに考えます。そういったことで、ただいま企画部長から申し上げましたように、あらゆるものを想定した上で現在検討してございますので、もう少し時間をいただきたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 私は少し矛盾すると思うんですが、確かにそこに電話をしたことを、ほかの方がとっても答えられないというのであれば、今その窓口総合案内で、少なくとも細かいことはともかくとして、どういうところに相談に行ったらいいですかということにお答えするような形で人がいるわけです。

とするならば、5時15分を過ぎて、別に夜中までやれとは言いませんが、少なくとも7時、8時ぐらいまでは何らかの形で、例えば、ではその点についてはこの部につながります、あす、ではお電話差し上げますみたいなサービスはできるのではないかと思います。その点どうお考えですか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 私も先ほどの答弁は少し足らなかったかもしれませんが、留守電に入ったものについては、翌朝振り分けをいたしまして、それぞれの担当課に連絡をいたしますので、問い合わせがあったことについて一切お答えしないということではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） すみません、私は留守電があるのは知りませんでした。すべての課で留守電対応しているのでしょうか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 電話が設置されている部署、設置されていないところはありませんけれども、すべて機能として備えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それでは、今まで私も例えば清掃センターに電話をしたが出なかったとかというようなことを聞いております。

私は市役所は本庁だけではなくて、ちょっと西那須野、塩原の支所については申し上げませんが、保健センターも清掃センターも、それこそ図書館もすべて市役所だと思っています。市民は必要があればそこへ電話をいたします。そういうところも含めて、ではどこに電話をしても、5時15分を過ぎてもきちっと対応してくれるような、そういう体制になっているのかどうか、もう一度お伺いたします。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 市民の感覚からすれば、市役所というのは本庁舎あるいは支所のみならず、出先のそういった施設についても市役所というイメージでいるのは議員ご指摘のとおりでございます。そういった面で、対応についてはばらつきがございますので、それについては今後の課題というふうにさせていただきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 今後の課題ということですが、ぜひ、すぐにでもできることだと思いますので、その辺が本当に市民の目線に立った住民サービスだと思いますので、よろしくお伺いたします。また7月になりましたら、いろいろな意

味で、その辺は見ていきたいと思えます。

次に、4番目のところの建物の安全上でトワイライトサービスをすべてやっているというようなことを聞きましたが、その辺についてはどのように思っておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 議員、ご承知のとおり、私ども行政市役所といいますのは、膨大な個人の情報を持っております。それを流出してしまうというようなことは、これは一切できない問題でもございますし、あとは防犯上の問題でございますね。どなたが庁舎の中に入ってきてしまうかという、これもわかりません。そういったセキュリティーの問題も含めて、この庁舎におきましては、全庁的に開こうというふうなスタンスで始めたというのが一つございました。

先ほど議員のほうからお話がありましたとおり、あるいはガードマンですとか、そういったものを頼めばできるんじゃないかというようなお話もございましたが、そういったセキュリティーの問題も含めて、早急にやはり研究、検討をさせていただきたい。最終的な結論を導き出したいというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 聞いておりますと、全体に市民サービスへ向けて、そのトワイライトサービスをやっているということと同じくらい、中のセキュリティーとか防犯とかということで、どうしても全部をあけなければいけないというようなニュアンスを持ちます。

確かにそれは大切なことではあります、外の市民から見たら、人が来ていないのにこうこうと明かりがついているというイメージですね。仕事はしていないというわけではなくて、そういうイメージを持つということは、やはりむだをしてい

るというふうに思えるのではないかと私は思いますので、ぜひ防犯とかセキュリティーの問題、個人情報はどうするかは、それは多分知恵とお金を使えばどうにかなることで、そういうことに対して予算を使つてはいけないということではないと思います。その辺よく考えていただいて、本当の市民サービスは何かという視点で、このトワイライトサービスはぜひ見直しをしていただいて、私はやはり窓口部門以外はしない形で要望をいたします。

以上で1番目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） ここで昼食のため休憩いたします。

午後1時、会議を再開いたします。

休憩 午後 零時02分

再開 午後 零時59分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） では、続けて再質問をしていきます。

先ほど少し議場が暑いせいもありまして、とても暑かったですけれども、トワイライトサービスについては、多分民間だったらすぐにやめることなんだろうなというふうに思いました。その辺が多分民間と行政との差なのかなというようなことを思いながら聞いておりました。

ぜひ行政もこれからはコスト意識をきちっと持っていて、必要のないことは即やめるというような、そういう決断もしていただきたいと思えます。

では、次に、総合案内窓口サービスについてな

んですが、先ほど職員の資質の向上のためにも続けていくというようなお答えでしたが、トワイライトサービスなどで、本来いつも窓口業務をやっているような部署の人たちも、総合案内窓口のところと同じようについているわけですね。そういうようなことについて配慮はしないのでしょうか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） 繰り返し同じ答弁になるかもしれませんが、この窓口案内の制度そのものの目的が、市民と同じ目線に立つ機会を持つことにより、職員の資質の向上あるいは市民サービスの推進ということで実施しておりますので、通常業務の重複ということは想定してございませんので、そういう目的に沿って実施しておりますので、そういう感覚は持っておりません。

以上です。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 感覚の相違かとは思いますが、ぜひこの窓口の総合案内というのは市の職員のためだけではなくというわけではなくて、やはり市民サービスの非常に顔というんでしょうか、そういうものだと思います。

西那須野ではほかの方法で案内をしておりますけれども、私はこの黒磯庁舎についてのこの総合窓口について、もう少しどうの方がそこにつくかということは、やはり考えてみてもいいのではないかというふうに思います。

市民と接することのないというようなことから言うならば、窓口のない3階とか4階の職員のほうが、そういうことがないわけですから、そういう人たちが総合案内をするというようなことのほうが、もしかしたら必要なかもしれないというようなことも考えます。その辺も考慮していただきたいと思います。

次に、専門職員を置くことは考えていないのかということの質問はなぜかという、窓口案内は、やはりいつだれが1年に一度しか訪れる人がいないときに、たまたま適切でないという言い方は変なんです、余り感じのとてもいい人ではない人に当たるといことがなくはないと、そういうことを聞いております。そういうことがあるというようなことを考えると、どなたか1人でも2人でもそういうことに適した方のほうがいいような気がします、その辺は考えないのでしょうか。

○議長（高久武男君） 総務部長。

○総務部長（田辺 茂君） お答えいたします。

専門職員をどうかということですが、応対する職員のお客様に対する接遇の形ですけれども、公務員として採用されて、日常業務を遂行していく上で、研修ということで接遇研修等も受けておりますので、基本的に接遇に不快な思いをさせるような職員はいないというふうに信じておりますが、仮にそういったことが目立った場合は、職場における内部研修ということでの接遇の研修はしていきたいと、こんなふうに考えています。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） その辺はしっかりとやっていただきたいと思います。

次に、ホームページのことですけれども、先ほどホームページは大変掲載がふえて、いろいろな見出しから、いろいろな切り口から探すことができるというようなことをおっしゃいました。

私もこの新しくなったホームページ、今までに比べて使いやすいところもあるというふうに思っておりますが、例えば先ほどの例ではなくて、表の部分から、例えばこの後関係のある図書館を探したいと。つまり図書館に連絡をしたいというときに、例えば「くらしのインデックス」というところから「生涯学習」というところを押します。

そうすると、図書館とか公民館とかいうのが出てくるんですが、そこで、次に「図書館」を押します。そうすると、図書館が出てこないんですね。何が出てくるかという、「情報作成中」というふうに出てきます。

ところが、図書館はきちっとしたホームページを持ってあります。その同じ那須塩原市のトップのページの右のほうに、図書の検索とかができる場所があって、そこを押すと、きちっと図書館のホームページが出てくるんですね。これは一つの例です。

ですが、せっかく確かに表のページから幾つかのところから同じ図書館に行くことができても、片方にきちっとホームページを持っているのにもかかわらず、「情報作成中」ということでアクセスできないというものが、これは今朝の状況です。多分今もそうだと思うんです。そういうことが幾つかあります。

それから、もう一つ、ごみの例えば収集がどうなのかなと引っ越して来た人が探す。これ、「生活・ごみ・環境」というところを押すと、次に「ごみの出し方」というところを押さなくては行けない。その次押すと、「黒磯地区」、とにかくそれを押さなくては行けない。次に「清掃センター」、4回か5回押さないと清掃センターの電話番号がわからない仕組みになっていて、これをもう少しどうにかしてほしいなと思うんです。それも右側のほうの「申請」のところを見ると、そのごみのものがある、そこを押すと1回で出てくるという、そういう非常に便利なんです。細かい過ぎてアクセスするのに時間がかかるということが起きています。

すべてを見たわけではありませんが、そういう情報があるのにもかかわらず、非常に検索しにくいという部分がありまして、その辺について、こ

れはどこでどういうふうにホームページを管理しているのか、お聞かせください。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） ホームページの管理の部署といたしますが、企画部企画情報課に情報製作係というのがございまして、こちらのほうでやっております。

議員から今いろいろなご指摘をいただいております。現在のホームページの内容が私どもはやはり完璧なものというふうには思っておりませんので、これからやはり不具合があるものについては改善を加えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） ホームページにつきましては、何年か前の調査でも、もう既に中学生から40代までだと9割近くの人がアクセスできる状況だと。世帯でも80%を超えているようなことを書いてあります。

那須塩原市がどのくらいホームページを使って、行政のいろいろなサービスに対してアクセスしているかということは、私よりも執行部の皆さんのほうがわかっていると思うんですが、今後ますます多分ホームページを使っての情報提供が必要になってきます。そのときにやはりインターネットを使っている方は、例えばヤフーとかグーグルとかで、検索の仕方というのがわかっている方が多いわけですから、それと同じようなサービスをやはり求めてくるのは、もう目に見えています。そのときに、やはりどれほど市のホームページがアクセスしやすいか、それから知りたいことが知り得るのかということは、やっぱり考えていただいて、情報があるのにもかかわらず、先ほどの図書館のように、そこに行き届かないというような場所が一つでもあると、大変使いにくいものになり

ますので、その辺のところをしっかりと全体として情報公開の一つの場だということを考えていただいて、これは充実させていただきたいと思いません。

子供のページについての質問は、これはできるということで非常にすばらしいなというふうに思いました。

ですけれども、そのページを開いてみると、やっぱり大切なところが非常に抜けているんですね。先ほど総合学習で使うというふうに言いましたが、例えば私はごみのことばかり言ってあれなんです、**「市役所のお仕事」**というところを見ても、どこにもごみを処理するところというようなことがありません。それから、保健センターとか、そういうもののページがないんですね。

もっとあれなのは、例えば皆さんの周りには市役所や学校、図書館、児童館、公民館などと、いろいろなものがあると書いてあるんですが、児童館というのはあるのかなというふうに思うんですね。私は、多分**「児童館」**というふうにして設置されているものはないと思うんです。

そういうものが載っていて、では**「児童館」**というもので引くと出てこないという、そういう意味では、せっかく子ども市役所というものをつくったのに、平仮名で書いてあるから見やすいということもないと思いますし、最初の市の紹介のところ、広さはあっても人口が出てこないとか、見ていて、とてもやはり何か親切でないと感じるんですが、これは先ほど目的はお聞きいただきましたが、この辺どのように考えているのかお聞かせください。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 子ども市役所のホームページへの掲載につきましては、先ほど申し上げたとおりでございますし、先ほどの山本議員から

のご指摘があった点、使いづらい、わかりづらいといったものがございます。これはやはりその時々で点検をしながら、使いやすいような形に内容を変えていくといったものが必要だと思っておりますので、これからも改善を加えてまいりたいというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） わかりました。ぜひこれはまだ途中ということですので、きちんとしたものをつくっていただきたいと思えます。

1つだけ確認なんですが、住民からのメールでの問い合わせができるようになっております。どこの課もメールアドレスが載っているんですが、これについてメールで問い合わせたことに対する返答についての基準を教えてください。

○議長（高久武男君） 企画部長。

○企画部長（君島 寛君） 最近はやはりメールで苦情等々を、それから意見等々を私どものほうに寄せられる方が多くなってきておりますけれども、やはり受けて、それからすぐに回答をというわけにもまいりませんので、多少お時間をいただいて、担当部署のほうにいただいたものを回す。その担当のほうで処理をして、回答書をつくって出させていただいた方に送り返すというような手順を踏んでおります。

ただし、やはり送り先、そういったものをきちんと明記をしていただきませんと、ただ意見だけというふうな場合もあるわけですが、住所ですとか、そういったものをきちんとやはり一番初めにメールの中に表記をしていただいたものについては、私どものほうで対応させていただいているという状況でございます。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 今はないのかもしれませんが、メールアドレスが載った当時、メー

ルで問い合わせても返事が来ないというようなことを聞きました。

それで、先ほどの話ではないんですが、企業だったらそんなことはあり得ないと思うんですね。アドレスを載せているのであれば、やはりどんな形であれ、返事は出さなければいけないし、eメールを送るというのは郵便と違って、やはりかなりの速さですね。例えば2日遅れたら遅いとなるんじゃないかと思うんですね。早いと1秒で戻ってくるみたいな、そういうようなものがインターネットですので、例えば、答えることができないのなら、できないということだけでも返事をするみたいな形で、きちんと受け取ったよという形はとっていただかないと、メールアドレスを載せている必要性がないような気がいたしますので、この辺についても対応はどの課も、どの部署もある一定の水準になるように今後考えていただきたいというふうに要望いたします。

以上で、このサービスについては終わります。

次、図書館についてです。

図書館については、行方知れずの本が四、五千冊だというふうにお答えがありました。その有効な対策については、督促を行ったり、配置を工夫して、取られないようなということをおっしゃいましたが、その四、五千冊はやっぱりかなりの数だと思います。コンビニでもどこでも物を取られるというのが当たり前ようになってはおりますが、この点について一つ確認をいたします。

2番目の質問とかぶるんですけども、今まで5冊2週間というような形で黒磯では行っていた。10冊2週間が西那須野だったと思うんですが、それも30冊2週間ということになって便利になったと。児童書や絵本はそれだけ借りて好評だと言われましたが、その反面、そうでない、つまり本がなくなってしまうというトラブルも起きているん

ですね。

それと、もう一つは、一度に30冊借りていくと、返すときも大変なんだと思うんですね。5冊でしたら、ああ5冊だと返せるけど、30冊が返しに行くときに28冊であっても、あれっというふうなことにならないということで、私が調べたところでは、30冊とか無制限とか貸すところもあるんです。そういうところは、やはりたくさん借りた人が返さない傾向にあるというふうな結果が出ております。これが私は一番の行方不明とか返却されない本と関係がないとは言えないように思うんですが、その辺、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 返されない本、行方不明については3,500ぐらいありますけれども、その中で、今おっしゃった未返却が1,200ほどございます。これが多いか少ないかという問題はちょっと別にしまして、30冊になったから、今の話では返却されないのが多くなったと、こういう話でございまして、その辺は実態をよく調査していただいて、検討させていただきたいと思います。

個人的に私も30冊は多過ぎるのかなという気がしていますので、その辺はちょっと検討させていただきたい。

これは合併のときの事務すり合わせの中で、各図書館ごとに違ったものですから、そういう状況になったと、こういう状況でございまして、その辺は再度検討させていただきたいと、このように思っています。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） それで、その30冊借りることができる。つまり図書館だけでいうと、分室を除くと3か所で借りられるわけなんです。例えば今自分が10冊借りていると。図書館に行って、あと5冊借りますと言って持っていったとき

に、アクセスをしたら、その10冊のうち2冊はもう返却期限が来ているものがあった。それでも貸すんですね、今の図書館は。つまり30冊を貸すことができるわけですので、未返却の期限が来て返していない本があっても、多分貸している状態だと思うんです。

そういうことをぜひなくしていただいて、30冊だとなっても、期限を、つまり決まりを守らない人に対しては、返さない限り貸さないくらいの姿勢を私はとっていただきたいと思うのですが、そういうことが行われていない。返してくださいよということぐらいだと思いませんか。その辺についてはどのようにお考えですか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 私も現場を見ていないのでわかりませんが、そういうことがあるとすれば、当然そういう返却の方法も含めて、ただいま申し上げましたように、この30冊の借りる冊数とあわせて検討させていただきたいと思いません。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） ぜひまだおなりになったばかりの教育部長でありますので、現実はおわかっていらっしゃるかもしれませんが、図書館の利用の仕方につきましては、現場を見ていただいて、どんなふうに借りられていて、どんなふうに返されていないのかというようなことは、きちんと見ていただいて、対応はしていただきたいと思いません。

モラルの悪い人が決して多いわけではないと思うんですが、悪い人は徹底して悪いと思うんですね。少ししか借りないの方がきちっと返すというような傾向もあると聞いておりますので、この辺、30冊貸すということが悪いとは思わないんですが、問題が起きていないかどうか、検討をお願いします。

いします。

それから、もう一つ、夏休み中に子供の本がなくなってしまうと困るということも多くの人から聞きます。それがやっぱり30冊、例えばカブトムシの本を30冊借りられてしまったら、もうなくなってしまうという現実がありますので、その辺、ぜひ考えていただきたいというふうに要望いたします。

次に、雑誌の購入についてなんですが、この辺、雑誌は今、日々なくなっているもの、新しいもの、何千冊と出ております。この市は雑誌の購入は決して多いほうではないんですが、多くないからこそ選書をきちっとしていただいて、ニーズに合うものにしていただきたいと思うんですが、どのように選書しているのか、もう一度お答えください。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 雑誌にかかわらず、本の選書は図書館の担当職員といたしますが、その図書館の中での打ち合わせの中で決めていくと、このように聞いております。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 確かにそういうことなんですけれども、市民が本当に読みたい雑誌というものがどういうことであるのかということは1年たつと変わります。パソコン関係の雑誌などはどんどんなくなっていっているという現実もありますし、その辺よく考慮していただいて、せつかくの少ない予算ですので、それを有効に使っていただきたいと思いません。

次、増加する蔵書についてなんですが、寄贈図書を受け入れについて、もう一度お伺いしたいんですが、これを今の基準のまま受け入れていていいものだとお考えですか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○**教育部長（君島富夫君）** 市民の方が寄贈してくると、こういうことでございますので、今も現在も寄附するものは全部いただいていると、こういう状況でございます。

そういう中で、当然あるものもありますので、そういうものは当然抜いていくと。ないものについては図書として書架のほうに置くと、こういう状況になっております。

ただ、今、多分おっしゃっているのは、寄附される蔵書がかなり多い中で、図書館の中の開架する分が足りないんでないかと、こういう話だと思いますので、こういうものもあわせて、先ほどの30冊の話とダブリますけれども、合併してまだ2年目ということなものですから、それらも含めて、よく全体的に検討させていただきたいと、このように思っております。

○**議長（高久武男君）** 21番、山本はるひ君。

○**21番（山本はるひ君）** 寄贈図書に関しましては、以前にもお尋ねしたことがあるんですが、今、寄贈は受け入れないという図書館がございます。

というのは、図書というのは買った人にとっては大切なものかもしれませんが、10年、20年たったものをいただいても、非常に変な言い方ですが、それは必要ないものだというのがあります。そして、そういうものを受け入れていたら、大掃除とか引っ越しのたびにダンボール箱でどさっと持ってくるようなことを市が受け入れていったら、それはどちらかという、要らないものを捨てられないから処分してと言って置いていくというような現実ではないかというふうに思います。

それで、基準がないので、多分受け入れざるを得ないのだと思いますので、ぜひこの辺も早急に何か基準をつくっていただいて、寄贈図書の受け入れをもう少し厳格にというか、そういう形にさせていただきたいと思います。今でさえ6,000近く

の寄贈をされて、3,000ぐらいを受け入れているんですね。

もう一つ、これは職員の手が要るわけですね。寄贈された本をそのまま載せる、書架に置くのではなくて、新書を買ったのと同じ作業をするわけです。お金もかかります。それから、人手がかかります。そして、寄贈されたものを置いておく場所がないのが現実です。それを手をこまねいて見ているという現状ですので、何とか早くどうにかしてほしいと思うんですが、その辺の事情はいかがでしょうか。

○**議長（高久武男君）** 教育部長。

○**教育部長（君島富夫君）** 議員のおっしゃること、十分認識しております。そういうことで検討させていただきたいと思いますけれども、黒磯の図書館で申し上げれば、建設されて多分20年だと思えます。そういう中で、当初は本の冊数が足りないと、こういう状況の中で多分そういう状況が出てきたのかなという気がしますので、20年も経っていますので、その辺も十分検討させていただきたいと思います。

○**議長（高久武男君）** 21番、山本はるひ君。

○**21番（山本はるひ君）** 20年前にできた基準をずっと持っているということ自体が私はやはりおかしいと思うんですね。

先ほどの話ではないですが、やはり民間では考えられない発想で、20年たったら一代は変わってしまわないかもしれないんですが、もう物事がとても動いております。

そういう中で、やはりそれはもう必要ない。20年前はいただきたい本がいっぱいあったけれども、もう今はどちらかというといいただきたくないというような現状であれば、やはりそれを基準を変えていかなければ、図書館の職員も手が足りないものが、ますます手が足りなくなつて、市民サービ

スのほうに手が回らなくなります。本を受け入れることだけでいっぱいになってしまいます。そういう現状から、ぜひこれは早く現実を見ていただいて、寄贈図書のことは考え直していただきたいと思います。

子供の本が大切だ、子供の読書が大切だというふうに言われながら、もう図書館は目いっぱい。駐車場もいっぱいだけれども、もっといっぱいなのは、本が多過ぎて納めるところがないというのが黒磯だけではなくて、西那須野の図書館も同じことが起きております。それに関して、新しくつくる気持ちはないというお答えでしたけれども、それでは5年後はどうなさるんですか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 図書館を新設ということでございますけれども、財政状況等々を考えれば、早急にそういう問題は解決できないだろうと、このように考えております。

そういう中で、現在、西那須野地区におきましては、公民館に分室という基準をつくって置いております。黒磯も冊数からいうと、かなり西那須野から見ると少ないという状況でございます。今後は図書館のみならず、公民館の分室の充実を図っていかねばならないと、このように思っておりますので、そういう中で、そういうものも対処していきたいと、このように思っています。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） そうですね。公民館の図書のほうの関係でいきますと、西那須野の分室にたくさん本があります。利用者も例えば黒磯のあるところだと、年間100人以下だけれども、5,000人以上というのが西那須野というような現実で、大変違います。

これはもともと公民館のあり方や図書館のあり方が違ったから、当然なんです、今の部長のお

話ですと、黒磯の分室、つまり公民館の図書室を西那須野並みにしたいというように受け取りましたので、ぜひそういうことをしていただくのであれば、つまり本館の図書も減っていくわけですし、利用しやすくなると思います。その辺を黒磯の図書館を新設することができないのであれば、ぜひ黒磯地区の分館の充実をお願いしたいと思います。

ぜひそのときには人も配置していただきたいと思います。今のままではとても図書がふえて、人が2人では対応できないというのが現実だと思うんですが、その辺も考えていらっしゃるのでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 全体的に西那須野も黒磯も充実をするという考え方でおります。ただ、西那須野と同じくするかしないかというのは、また別問題でございますので、その地区の状況もありますから、そちらの職員についても全体の中の職員でございますので、今ここでふやすとか減らすとかという問題ではありませんので、見直しのときは当然私どもの部からも担当部のほうにはその旨を話しして、充実をさせたい、このように思っております。

○議長（高久武男君） 21番、山本はるひ君。

○21番（山本はるひ君） 西那須野の公民館の分室の様子を見てみますと、現実に建っている場所も違いますし、比べてはいけないうちかもしれません。ですが、現実に合併をして、同じ那須塩原市になったわけですから、西那須野の分館だけが非常に子供たちが活気があって本を読む状況にある。黒磯の場合は全くと言っていいほど子供たちが本をそこで読んでいる姿を見られないという、余りにもその差が大きいということについて、部長はどのようにお考えですか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○**教育部長（君島富夫君）** 環境の違いもあると思いますけれども、西那須野の場合には歴史もありますが、その中で学童保育を公民館でやっておりました。現実的には公民館で今やっています。そういう意味で学童の子供たちとあわせて、そういう利用があったのかな、要するに多かったのかな、そういう気もしますし、今までの歴史の中でもそういうことがあったんだろうと思いますので、合併したから、あしたからすぐ一緒になるということではなくて、今後そういうことで検討させていただいて、少しでも近づきたい、このように思っております。

○**議長（高久武男君）** 21番、山本はるひ君。

○**21番（山本はるひ君）** 歴史が違うといふふうに言ってしまったら、何でもそれで話は終わってしまうんですが、やはり合併をして、いいものは今までが違っていたとしても、より少しは近づけていくということは大切ですし、特に公民館の分室にあっては、子供の読書をやっぱり進めていくことこの観点から見ても、どちらかという西那須野の形のほうにできるだけ近づけていくべく努力をすべきだと思うんです。

建物の構造から言って本が置けないというようなことがございます。けれども、であるならば、思い切って大人の本は余り置かないで、やっぱり子供向けあるいはヤングエイジ向けのものを置くというようなこと。

それから、公民館のところでお尋ねしましたが、やっぱり1回も借りられない本がほとんどという現実の中では、雑誌とか子供たちが見る専門誌などを公民館の采配で買えるような、やっぱりそういう予算配分をしていただくことが、とりあえずは大切なことだと思うんですが、それについてはいかがでしょうか。

○**議長（高久武男君）** 教育部長。

○**教育部長（君島富夫君）** 自分のところで買えるから、買えないからという問題はないと思いますし、予算はどうとでも地元の要望によって買うということですから、必要なものは買う、こういう形になると思います。

ですから、職員が体制も違いますし、今言ったように、必要なもの、必要じゃないもの、その辺の選別もなかなか行き届かない、こういう状況だと思いますので、そういうものも含めて、先ほどから申し上げているように、やらないと言っているんじゃない。これからそういうことも含めて、図書室だけではなくて、公民館の充実を考えなくてはならないと思うんですね。いわゆる公民館トータル的な地区の核ですから、図書室だけの話ではなくて、すべてトータル的に検討していきたい、このように申し上げているわけです。

○**議長（高久武男君）** 21番、山本はるひ君。

○**21番（山本はるひ君）** その辺はよく事情はわかります。公民館を今、市全体として車座談義も始めるようですし、図書室だけではなくて、その地域のコミュニティーの場として充実していくことで、大きくなった市が多分住民サービスができるようになるんだと思います。その辺はぜひいい方向に持っていくような努力をしていただきたいと思います。

最後に、専門職については、今までどおりということだと思うんですが、ぜひ司書の資格は簡単に取れるというものでもございませんし、意欲のある職員はやはりそこに登用するというようなことを考えていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○**議長（高久武男君）** 以上で21番、山本はるひ君の市政一般質問は終了いたしました。

◇ 吉 成 伸 一 君

○議長（高久武男君） 次に、16番、吉成伸一君。

〔16番 吉成伸一君登壇〕

○16番（吉成伸一君） 今議会最後の市政一般質問者となりました。皆さん、大変喜んでいることと思います。

それでは、始めます。

初めに、地球温暖化防止の取り組みについてお伺いをいたします。

この質問については、同僚議員の鈴木議員も行っておりますので、現在行政の取り組み状況はほぼわかりました。

言うまでもありませんが、温暖化防止は地球規模の問題であり、日本だけが真剣に取り組んでも解決できる問題ではありません。二酸化炭素排出量世界第1位のアメリカ、第2位の中国、第3位の日本を近々抜くであろうインド、この3国が京都議定書批准に消極的な姿勢を崩していません。

しかしながら、まずは私たちの足元の生活から意識を持ち、見直していくことが大切です。そこで、3点について質問いたします。

ごみゼロの日と同じ発想で、年に1日環境を考えた生活をし、二酸化炭素削減にチャレンジする日を市民に提案してはいかがでしょうか。（仮称）エコライフデーと命名したいと思います。

次に、省エネ教育の一環として、市内の小中学校の光熱水費を通年と比較し、節約できたうちの半分を学校に還元するような制度を導入してはいかがでしょうか。

3点目は、法律で禁止されている野焼きについて。

ドラム缶や小型焼却炉の使用に関しては、企業、一般家庭の利用状況の調査は行われているのでし

ょうか、お伺いをいたします。

続いて、教育行政について質問いたします。

登下校時に子供が被害者となる痛ましい事件が相次いでいます。子供を犯罪から守る一つの方法として、また子供が安心して遊べるように、放課後や週末に学校、行政、地域が一体となって体育館や空き教室などを活用して行う、子供の居場所づくり事業が各地に広がり、文部科学省によれば、2005年度は全国約8,000か所で実施され、今年度は全国1万か所で実施が予定されているそうです。

本市の子供安全推進計画の中でも、子供の居場所づくりについて触れられていますが、体制づくりは進んでいるのでしょうか、お伺いをいたします。

県内の公立学校で把握したいじめ発生率、1,000人当たりの発生率は2004年まで全国ワースト1位が7年間栃木県は続いています。本市の実態はどうでしょうか、改善は見られるのでしょうか、対策はどのように行われているのか、お聞かせください。

次に、子供への暴力防止プログラム、CAPについて質問いたします。

大阪教育大学附属池田小学校の事件以来、学校の警備体制が強化されました。防犯カメラ、学校によってはガードマンを配置したところもあります。本市でも門扉やフェンスなどの整備がなされました。言うまでもなく、これで十分なわけではありません。子供がみずからの身を守る意識を持つことも大切です。

今年1月に会派公明クラブとして栗川市長に要望いたしましたが、改めて子供への暴力防止プログラムの導入を提案いたします。

続いて、今年は全国的にプール熱が大流行すると言われていますが、対策を考えていらっしゃるのでしょうか、お伺いをいたします。

3番として、農業行政についてお伺いいたします。

3月の代表質問でも少々触れましたが、宮城県のJA宮城登米農協の米づくりを紹介いたしました。低農薬、化学肥料を極力使わない米づくりを推進しています。その結果、売れる米を生産しています。

本市でも低農薬の米づくりのグループ、合鴨農法のグループ、有機農法に取り組んでいる方もいます。それらはいずれも残念ながら少数です。那須塩原ブランド米や北那須ブランド米の構築が売れる米づくりにつながると思います。

本市では売れる農作物づくりにどのように取り組んでいるのでしょうか。特に残留農薬の問題が厳しくなっています。例えば米であれば、栃木県の基準である農薬の使用成分16を下げるなど、市独自の取り組みをJAなすと協力して行ってはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

(2)として、商標法の改正により地域ブランドの申請が始まりました。地域名と商品名を組み合わせた地域団体商標制度の創設で、全国的に有名でなくても認められることになりました。行政が積極的にこの制度を推進してはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

大きな4番、市民主体のお祭りについて質問いたします。

市内には黒磯地区の那須野巻狩りまつり、西那須野地区のふれあいまつりのような大きな祭りがあります。どちらも実行委員会が中心となり行われていますが、主体としては行政が大きな役割を担っています。

本来、祭りの多くはそこに住む人たちがみずからつくり上げたものであります。今後は市民による市民主体の祭りに変えていくべきではないでしょうか、行政の考え方を伺いいたします。

続いて、下水道行政について質問いたします。

生活排水処理には、国土交通省所管の公共下水道、流域下水道、農林水産省所管の農業集落排水、林業集落排水などがあり、環境省所管のコミュニティプラント及び浄化槽があります。

市民のハード面の要望では、道路網の整備と並んで、下水道整備の要望が多数あります。3月の植木議員の質問にもありましたが、合併後の総合的な公共下水道計画はどのようなものでしょうか、お伺いをいたします。

公共下水道の計画の立たない地域については、今後どのような対策をとるのか、あわせてお伺いをいたします。

最後に、森林セラピーについて質問いたします。

森林の地形を利用した医療やリハビリテーション、カウンセリングなどを行う森林セラピーが近年注目を集めています。今年4月には林野庁と国土緑化推進機構が森林セラピー基地、全国10か所を対象に認定いたしました。セラピー基地に認定されると、遊歩道や施設が本格的に整備をされます。那須塩原市には広大な森林が点在しています。豊かな森林を生かし、市民の健康づくりや観光振興などに役立たせるため、国の認定を受け、森林を総合的に活用する計画を推進してはいかがでしょうか、お伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 栗川 仁君登壇〕

○市長（栗川 仁君） 16番、吉成伸一議員の質問にお答えをいたします。

私からは3番の農業行政についてお答えをいたします。

まず、売れる農作物づくりにどのように取り組

まれているのかとのことでありますが、米につきましては、コシヒカリを中心として、食味がよく、倒伏に強いナスヒカリを新たに重点作物として、作付面積の拡大に取り組んでおるところであります。

また、施設園芸といたしましては、夏秋に収穫のできるイチゴのトチヒトミの実証試験を始めたところであります。

さらにご質問の残留農薬の問題につきましては、食の安全・安心から国民の関心を集めている中で、本年5月29日から、いわゆるポジティブリスト制度の施行がされ、すべての食品に農薬残留基準が決定されました。特に米を栽培する際に使用できる農薬成分が16成分とされておりますが、JAなすのでは低農薬米の生産を普及する目的で、西那須野地区を中心に、11成分まで下げる取り組みを始めたところでもあります。

いずれにいたしましても、農作物の安全・安心を基本として、本県を初めとする関係機関との連携により、栽培技術や品質の向上を図っていくことが重要であると考えております。

次に、地域団体商標制度を積極的に取り組んではということですが、この制度は昨年6月の商標改正により、本年4月からスタートをしたもので、これまでは全国的な知名度がなければ、地域名を使用した商標はできませんでしたが、制度改正により、一定のエリア内での知名度があれば商標登録ができることとなりました。現在JAなすのの管内では、ネギを総称した那須白美人とウドのハルカウドの2種目が登録されております。

商標登録を行うことによる効果といたしましては、地域のブランドの定着と適切な保護や競争力の強化、また地域経済の活性化の支援が大きなものと考えております。

さらには流通上でのトラブル回避や不正の防止

にも大きな効果が図られるものと思っております。

市といたしましても、本州第1位の生乳粗生産額を誇る酪農を初め、和牛やハウレンソウ、大根などの農畜産物がありますので、JAなすのなどの生産団体とともに連携を図りながら、制度を活用した取り組みを進めていきたいと考えております。

このほかにつきましては、生活環境部長、教育部長、産業部長、建設部長より答弁をいたさせます。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 私のほうからは、

1番目の地球温暖化防止の取り組みについて、3点ほどご質問がありましたが、順次お答えをさせていただきます。

まず、1点目でございますが、年に1度二酸化炭素削減にチャレンジする日を市民に提案してはどうかのご質問でございますが、今年度策定予定をしております那須塩原市環境基本計画の中で、今回このご提案をいただいた内容につきましても真摯に取り上げまして検討したいと思っております。

2番目の省エネ教育の一環として、小中学校で光熱水費を節約したうちの半分を学校に還元するような制度の導入につきましては、直接還元することは難しいと考えておりますが、子供たちが地球温暖化防止に対する関心を持ち、温暖化防止につながる行動を積極的に行うことができますよう、仕組みをつくってまいりたいと考えております。

3点目でございますが、企業、家庭における小型の焼却炉の利用状況につきましては、市のほうでは調査等は現在行っておりません。

なお、法令の基準に適合しない焼却炉の使用は禁止されております。現在基準に適合しない焼却炉での焼却行為が行われないよう広報等でお知ら

せするとともに、市民からの通報などにより、直接指導等をしているところがございますが、今後も引き続き啓発等に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 次、教育部長。

○教育部長（君島富夫君） それでは、教育行政につきまして、4点に順次お答えをしていきたいと思っております。

まず1つ目の子供の居場所づくりにつきましては、文部科学省の地域子供教室推進事業の委託を受け、西那須野、厚崎、鍋掛、東那須野公民館及び田舎ランド鳴内の5施設が主体となり、事業を行っているところでございます。

主に土日における子供の体験教室が中心ですが、子供たちの体験活動はもとより、親を含めた多くの大人との交流にもつながっておるところでございます。

本市で作成した子供安全推進計画とのかかわりは、子供の安全体制を整備する上においても、子供と地域の人々との交流活動は、子供は地域の宝という意識の高揚を図るとともに、顔なじみになることは安全な地域づくりの素地となるという考え方に基きまして、地域の実情に合わせ、体制づくりを進めております。

2つ目、いじめ対策についてのご質問でございますが、栃木県ではここ数年残念な結果が出ておりますが、指導の結果、県内のいじめの発生率は着実に低下をしております。1校当たりの発生件数は、小学校ではピークの平成6年では4.2件でしたが、平成16年度には0.6件に減少しております。

また、中学校ではピークの平成11年では8.9件でしたが、平成16年では3.4件に減少しております。

本市においてもいじめ発生の防止のため、校長会を初め、教職員のさまざまな研修会において、いじめ防止の研修やいじめの早期発見、早期解決に向けての対応の仕方等について指導を続けております。

今後も県教委と連携して指導を続けていくつもりです。

次に、子供の暴力防止プログラム、CAPについてご質問にお答えをいたします。

小中学校での暴力防止プログラムの実施につきましては、今後の課題として研究をまいりたいと思っております。

次に、プール熱についてお答えを申し上げます。

プール熱につきましては、プールを介して流行することが多いため、プール熱と呼ばれている夏かぜの一種であります。小中学校では、既にプール開きをした学校もあり、市教委から各小中学校にプール熱予防対策の周知徹底を図ったところであります。

その内容は、予防のため、児童生徒に対し、手をよく洗う、タオルや洗面用具の貸し借りを避ける、水泳後の洗顔、うがい、シャワーの徹底などを周知、指導することです。今後ともプールの衛生管理等を徹底するとともに、プール熱の予防に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 次、建設部長。

○建設部長（向井 明君） 5番の下水道行政についてお答えいたします。

初めに、合併後の総合的な計画についてですが、現在本市においては、平成15年度に栃木県において策定された栃木県生活排水処理構想に基づき、公共下水道、農業集落排水及び合併浄化槽の各事業により整備を進めております。この構想は地域の特性に応じて、計画的、効率的な生活排水処理

施設の整備を進めていくために作成されたものとなっております。

したがって、合併後においても、この栃木県生活排水処理構想が本市における総合的な生活排水構想と考えております。

次に、公共下水道の計画の立たない地域については、今後どのような対策をとるのかのことでありますが、個別処理となる合併浄化槽による整備地区と位置づけ、合併浄化槽設置整備事業補助金を交付するなどして、整備促進を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高久武男君） 次に、産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） それでは、私のほうからは4番の市民主体のお祭りと6番の森林セラピーの普及について、2点についてお答えをいたします。

まず最初に、市民主体の祭りについてお答えをいたします。

那須野巻狩りまつりを実施するに当たりましては、市、市議会及び市内の関係機関、団体が構成する実行委員会が組織されており、そのもとに具体的な事業内容を検討、実行する事業部が配置されまして、この推進体制により、那須野巻狩りまつりを開催してきたところであります。

一方、西那須野ふれあいまつりも巻狩りまつりと同様な実行委員会組織や実施体制がとられ、開催をしております。

これらの祭りを開催していく上で、関係団体等や市民の皆様の果たしてきた役割は大変大きなものだと認識をしております。

今後は市民が主体となる祭りになるよう、関係者の皆さんと取り組んでいきたいと考えております。

次に、森林セラピーの普及についてお答えをい

たします。

森林にはさまざまな機能がありまして、その代表的なものとして、木材の生産、国土の保全や水源の涵養機能がありますが、これらの機能のほかに、森林や安すらぎや健康回復、維持等の機能、いわゆる保健休養機能があると言われ、健康増進やリハビリテーションに役立てる森林療法、森林セラピーが最近注目されるようになってきました。

現在全国で10か所が森林セラピー基地、またはセラピーロードとして林野庁から認定を受けております。那須塩原市の豊かな自然を生かし、森林を総合的に保全、活用をしていくためにも、森林セラピー基地、またはセラピーロードについて、今後調査、研究をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） それでは、再質問を行います。

初めの地球温暖化防止の取り組みの(1)についてですが、先ほど部長の答弁からいたしますと、環境基本計画の中で検討をしていきたいというお話でしたので、まんざらでもないと思います。

実際にやはりこういった事業に取り組んでいる自治体というのは当然全国の中ではあるわけですね。私が調べた中では、埼玉県川口市の例が非常にいいのかなということで、ちょっとだけご紹介しておきたいと思います。

ここはこの1日みんなで環境を考えて、二酸化炭素を出さない生活をしようということで、2000年にスタートをしたそうです。

2003年のデータがちょっと出ているんですが、細かく言うと、これはチェック項目をつくって、例えば部屋に入って電気をつけて、出たときに明かりを消すとか、テレビは必ず見ないときは消すとか、それから、水道もこまめに水洗いするとき

も、ほんの少量で野菜を洗ったり、それからお皿を洗ったり、そういったもの一つ一つに二酸化炭素排出量の削減数値というのが出ているんですね。何gこれを行ったことによって節約しましたよ。約20ぐらいのメニューがその中には入っているんですけど、そういったものを市民の方々に、例えばきょうであれば、きょうは6月16日ですから、きょうが環境を考える日ということで、全戸に配布をして、それをチェックしていただく。そうすると、今年であればもちろん2006年ですけど、2005年のデータと比較すると当然出てくるわけですね。それによって、これは1日のデータですけども、25%ぐらいの排出削減ができています。これは京都議定書からいうとクリアするという数字になるわけですね。

そのようなことを考えると、わずか1日ではありますが、1日だからできるということも当然あるんだと思うんですね。

あと、この川口では小学校、中学校、それから高校生の約30%の児童生徒たちがこれに参加をしているというような数値も出てきております。そういった観点からいけば、当然教育的見地からも非常にいい取り組みだと、そのように感じます。

今の話について、部長の感想がございましたらお願いをいたします。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下昇君） 少し現在考えていることをお話しさせていただきますけれども、環境基本計画は黒磯でつくって、それを土台にして新市でつくるということで、18年、19年度で環境基本計画を策定する予定となっております。その中の計画の組み立て方が、市民がすべきこと、事業者がすべきこと、行政がすべきこととわかりやすく、市民の方にやっていただくことの内容を市民の懇話会等で議論をして、つくり上げた。当然

それは踏襲されるものだと思っておりますので、市民に期待すべきことがそこに完全に網羅されてくるだろうと思っております。

一方、国でつくりました環境基本法によりまして、6月5日が「環境の日」というふうになんと法律にうたわれておりまして、その同じ条項の中に、地方公共団体は、その日を設定した趣旨にふさわしい事業に取り組むことということで、努力義務でありますけれども、そういうこともうたわれております。

その辺も受けまして、今ご提案いただいたことをびったりやるかどうかはちょっとこれからの議論になってくるとは思いますが、その発想は、当初から国のほうでも考えてある状態でありまして、我々としてもその6月5日をどう取り扱っていくかということは議論していかなければならないと思っております。

また、一方、今月が環境月間ということでありまして、市といたしましても、横断幕を出したり、広報で環境について改めて考えていただくということで、民間の団体に協力をいただいて、自然観察とか、蛍の夕べとか、そういうのも環境教育の一環として市民にアピールをさせていただいています。

以上のような形で、市民を巻き込んで、地道なところから環境について取り組んでいくと、そういう姿勢を今後とも続けてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 行政として、今までにも先日の鈴木議員の質問に対してもISO14001に沿った取り組みをしていたり、それからエコカーとか、ハイブリットカーの購入であったり、あとグリーン購入であったり、いろいろな努力を

されてきているのも、私自身もよくわかっております。

ですから、せっかくそのように行政のほうに努力をされているわけですから、行政としても一歩踏み込んだ、今度市民サイドの環境への取り組みというのをぜひとも進めていっていただきたいなと、そのように思います。

では、続きまして、(2)の小中学校で光熱水費を節約した、その半分を還元したらどうかという提案を今回したんですが、実際には、これはドイツあたりが初めにスタートしたようなことは聞いているんですけれども、「フィフティ・フィフティ制度」というような名称がついているそうです。

私の資料の中では、和歌山県が今の段階では県立高校、47県立高校だそうですが、を対象に現在この取り組みをやっているということなんですね。それによって、相当やはり削減がされているんですね。

2003年度は全体で2002年度と比較すると、これ金額に換算されていますけれども、2,700万円節約したと。前年度対比でいくと7.1%になったと言っていますね。

2003年4月から2005年の12月まででCO<sub>2</sub>の削減量は600t、これも金額に直すと約8,000万円、ということになるわけですね。

先ほども言ったように、その削減ができた高校に対しては、削減のうちの30%を校内の緑化に使ってくださいと。30%を物品購入に使ってくださいと。今度は上位7校については、そのほかにボーナスを上げますよというような制度で現在行われているということなんですね。

ですから、そういったエンジンをぶら下げるといふことはいかかなものかという方もいらっしゃるかもしれませんが、やはり子供たちの意識、自分で意識が非常にできますよね、数字が出るとい

うことは。それから、学校の団結力も生まれるというんですね。これはたまたま県が主体としてやっているわけですが、これを我が市に当てはめていけば、小中学校を対象として、そういったことを取り入れるということも一つ環境、教育の一環として、かなり成果が私は出るんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。これは教育部長ですか。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 大変いい提案をさせていただいたわけですが、和歌山県、今お話があったんですけど、私のほうでは資料がないものですから、その辺の資料もいただいて、先々検討させていただければと、こう思っております。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） ぜひAランクの検討をお願いいたします。

では、次に、小型焼却炉の利用については、実際には禁止されているので、細かな調査はもちろん行われていないということだそうですが、市民からの通報とか、それから職員の方が見つけたなんていう例もあるのかもしれませんが、そういった実態は報告されているのでしょうか。

○議長（高久武男君） 生活環境部長。

○生活環境部長（松下 昇君） 統計となるような整理した実態の把握はしておりませんが、焼却施設ではないんですけれども、少し多目のものを庭先で燃やしているよとか、そういうものは私が着任した後になってからでも、電話等で聞いて、すぐに駆けつけたという事例等も見受けておりますので、市民からの情報提供はいただいております。

以上です。

○議長（高久武男君） では、ここで10分間休憩させていただきます。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時13分

○議長（高久武男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 最後の再質問の野外焼却、野焼きについては、今後もしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、教育行政のほうに移ります。

子供の居場所づくりの件で先ほど答弁をいただいて、市内5か所でスタートをしているというお話でした。全国的にもそのような傾向があると思うんですが、どうしても土日が中心の事業が多いんですね。できれば、やはり平日、難しいのはわかるんですが、平日については、今後どのように考えていらっしゃるのか、どのような事業、体制づくりを考えていらっしゃるのか、お伺いをいたします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） 平日といたしますと、やはり児童館とか、そういう問題が出てくると思うんですけども、やはり核になるのは、先ほど申し上げていますように、公民館が核になっていかなければならないと思っております。そういう意味では公民館の充実を今後図っていきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 以前に、まだ黒磯市議会時代ですけど、東北に視察に行った折に、やはり子供の居場所づくりということで、それは場所となったのは、公民館とか、そういったところではなくて、使用されない公共施設の一つだったと思

うんですが、そこを子供たちがみずから自分たちの居場所ということで、ペンキ塗りから、いろいろなことをやってつくって、たくさんの子供たちが今集まっているんですよというような視察をしたことがございます。

なかなか子供たちが主体でというのは難しいんでしょうけど、一つぐらいそういったモデルも挑戦されてもいいんじゃないかなと思います。これはもしそのような考えがあった場合には、取り上げていただければと思いますので、答弁は要りません。

続きまして、いじめについてなんですけど、福田富一知事の公約の中にも、このいじめに対しては、とにかく減らす努力をしますよということで、知事になられています。

その結果として、県内にある教育事務所、そちらが主体となって、各学校にもチームをつくって、それで指導に行くというようなことを進めてきたわけでありましてけれども、那須塩原市内の小中学校にはそのような教育事務所のほうからの指導等が何度かあったのでしょうか、その点お聞かせください。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 那須教育事務所には専任の児童生徒指導担当主事が配置されておりまして、本市にも何校かその指導を受ける機会がございました。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 一時本当にいじめということでニュースを騒がせた時代があったわけです。先ほどの部長の答弁をいただいた中では、県の件数を見ると徐々に減ってきているということですから、取り組みは徐々にその成果があらわれてきたんだと、そのようには思いますが、絶滅したわけでは決してありませんので、やはりどうして

も話題に上らないと、そこにすきが生まれたりしますので、今後もしっかりとした対応をしていただければと思います。

私もスポーツ少年団を通して、子供たちに放課後、それから休日など指導をしてきたわけですが、そういった中で、やはりああいじめがあるなというのを感じたことが何度も実はありました。やはりそれを感じた場合には、子供たちと直接何度も何度も話さないで、なかなかその兆候というのは消えていかないんですね。一、二度指導した、一、二度子供たちと話したからということで消えるわけではないんですね。それは肌で感じてまいりましたので、やはり注意深く、長い目で見ていくということが、このいじめの絶滅には必要ではないかと思っておりますので、今後もよろしくお願いをいたします。

次に、子供への暴力防止プログラムについて、再質問をいたします。

先ほどの答弁でいくと、今後勉強させていただきたいということでありました。

2004年に児童虐待防止法の一部改正がなされたわけですね。その中で、先生方の果たす役割というのが少し重くなりました。学校の果たす役割も重くなったわけですが、その改正の中で、学校は児童と保護者に虐待防止の研修などを行わなければならないというような通達も出ているわけですね。これらについては、本市においてはどのような取り組みをされてきたのか、お伺いをいたします。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 虐待防止につきましては、県で研修を進めております。本市では、児童生徒指導主事を中心に研修を進めておりますが、各学校で校内研修を進めております。全校的にこの虐待防止の指導を推進すると、そういうことでござ

います。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） ただいまの答弁ですと、学校ごとに児童生徒を対象とした虐待防止に関する研修等というのは行われたんでしょうか、どうなんでしょうか、その点をちょっとお聞かせください。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 確実に行われたかどうか、確認はしておりませんが、進められていると、そう考えております。

虐待のいろいろな、さまざまな事象がございまして、これについては非常に市教育委員会との連携が密になっておりまして、現在でもそれらの連携が図られておりますので、各学校が手をこまねいているという状況にはないと、こう思っております。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 今回の提案の子供への暴力防止プログラムというのは、それを一步踏み込んだ当然プログラムなわけですね。NPOが中心になって全国規模で、今、県内にもそういった事務所は存在をしているわけですね。

それで、子供を対象としたプログラム、それから、保護者、先生を対象としたプログラム、それぞれ分かれてやっているわけですが、このプログラムを全小中学校で導入しようなんていうと大変な予算もかかります。また、時間も要します。1回のプログラムが約2時間と言われておりますので、非常にかかるわけですが、やはりモデル校的なものを選んで、ぜひとも一度やっていただいて、その結果を見て検討していただくというような方法はとれないでしょうか。

○議長（高久武男君） 教育長。

○教育長（渡辺民彦君） 私も十分承知していな

ったわけでありますが、議員の質問に基づいて、いろいろ検討してみますと、矢板市のPTAで16年度でしょうか取り上げたと、こういうことでございます。

予算もかかるという状況であり、パテントか何か、そういうものがあるようですので、学校の手法としては今後検討課題かなと、こう思っております。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） ぜひとも前向きな検討をお願いいたします。

プール熱のほうに移りますが、プール熱、たまたまきょうの、以前から新聞にも報道はされていたわけですが、きょうの下野新聞にも、特に県北が今回非常に多いというような記事が載っているわけですが、数字的には把握されているんでしょうか、お願いをいたします。

○議長（高久武男君） 教育部長。

○教育部長（君島富夫君） これは6月6日現在でございますけれども、全部で11件報告がございます。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 11件というのは全体でといえば、決して多くはないですよ。きょうの新聞でいけば、かなり件数というのはふえていて、5月の報告件数は、これは県北ということですから、当然那須塩原市だけではありませんので、そのデータでいけば105件ということになっていきますので、これからもふえる可能性は、当然プール開きがされてくれば、ふえて当たり前でしょうから、先ほど手洗いとか、シャワーをしっかりと浴びるとか、人から物を借りないとか、幾つかの予防について言われていましたけれども、学校のほうに徹底した対策をとるようお願いをいたします。

それでは、農業行政についてに移ります。

先ほど農業行政については栗川市長から答弁をいただいたわけですね。その中でも、この5月29日に、農薬等の従来の283品目から799品目に大幅に対象がふえたと。ポジティブリスト制度ということで変わったわけですね。それらを受けて、西那須野地区が16成分を11成分にということで、JAのほうが進めているというお話でしたよね。これは那須塩原全市でない理由はどういうことなんでしょうか。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） お答えをいたします。

理由といいますのは、ちょっとはっきりはこの場では私は答えられないんですけども、一応西那須野地区に対して、農協の指導で、11成分で18年度は実施するというので、それ以外は16成分でということになっております。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 低農薬米ということで、今回話に出ているのは、確認したのは多分農協のほうを確認したんだと思うんですけども、現実的には東那須野地区でもやっております。何年も前から低農薬米ということで、やはり出荷するときに、そのほうが価値が高いとか何かでやったように私は記憶しております。

ですから、数字上出てきているのは、今回西那須野地区という話になっておりますけれども、こういう決りが起きる前からも低農薬米ということで生産している農家はございます。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 定かなところはわかりませんということですね。

あと、今栗川市長から言われた、東那須野地区も何々の会ということで、そこも10成分で、相手

先は生協ということで、数年前からやっているということは私も承知をしております。

ただ、前回も触れましたけど、やはり生産量としては、この那須塩原管内ないしはJAなすの管内、その6割以上の農家が11成分であったり10成分であったり、登米農協に関していえば8成分ですから、そういった作付をすることによって、買い付け先が変わるわけですね。一挙に売れる、本当に米に変わっていくわけですね。

西那須野地区が11成分でやるということですから、しっかりとこれ情報を部長のほうでもう一度入れていただいて、できれば那須塩原管内統一した形で、そうなってくれば、相当の数量が出るわけですから、そうすると、売り先は一発で決まりますので、情報を得ていただきたいなと思いますので、よろしく願いをいたします。

それから、2番目の商標法改正についてなんですけど、これは実際に地域団体商標制度にマッチしそうなものというのは、既に白美人であったりウドであったりということは答弁でいただいたわけなんですけど、そのほかにこれに値するんじゃないかというようなものというのは考えられるでしょうか、ちょっとお伺いをいたします。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 現在農協等が中心になって進めていますのは、和牛、要するに肉牛のブランド化について、今内部で検討をしているということで、それでできれば商標をとりたいと、内部検討中でございます。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 農協であったり、農事組合的なものじゃないと出せないという規定は当然あるわけですから、どうしてもJAに頼るという部分があるんだと思います。

これは私の知識が足りないのでお伺いするんで

すけれども、例えば今各地に産直がありますよね。産直の中にも組合をつかって運営をされているところがあるわけですね。そうすると、その地区でつくった、例えば東那須野野菜とか、青木野菜とか、そういった形での登録というのは可能なんでしょうか。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 4月1日に商標制度が変わったわけなんですけれども、変わる前の商標制度につきましては、全国的に知名度がないと、なかなか難しいというのが変わる前の制度でございます。

今回変わった中でも、ある一定の範囲の知名度がないと、これは商標制度のほうの認定はできないというふうな決まりがあるものですから、ただ単に東那須野、例えば産直でこういうのがあるからというのはなかなか難しいと思います。

ですから、先ほど市長のほうの答弁にありましたように、大根、ホウレンソウというのは県内でも、特に塩原大根等はもう有名なものですから、そういうのは申請すれば、ある程度可能性のあるのかなということでございます。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） これも一つの地域活性化であったり、農産物加工品も当然含まれるわけなんですけれども、チャンスだと思うんですね。そういった観点から、行政としても、もちろん農協の力をかりなければいけないとは思いますが、積極的な働きかけをぜひお願いをいたします。

それでは、続いてお祭りのほうに移りたいと思います。

きょう、私、自分の議員の棚を見ていましたら、那須野巻狩りまつりの実行委員会の案内が来ておりました。先ほどの説明のように、実行委員会を

立ち上げて、毎年開催を、ふれあいまつりについてもやっているわけですが、那須野巻狩りまつり、そしてふれあいまつり、行政職員の方々は何人ぐらいいつも出勤されているのでしょうか。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） 2005年ですから、去年の実数で申しますと、那須野巻狩りまつりにつきましては、市の職員は110名、西那須野のふれあいまつりにつきましては、市の職員が99名。

参考までに民間も申し上げますと、那須野巻狩りまつりにつきましては、実行推進委員の民間ですが、約72名、西那須野の民間、これいろいろ協力とかが入っているものですから、275名という数字が出ております。西那須野の民間については、警察、消防等、そういう人数は入っていない数字になっております。

以上でございます。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 考え方なんでしょうけれども、1回目の質問でも言いましたけれども、歴史のあるいろいろなお祭りというのが日本各地に存在をしているわけですよ。このふれあいまつりにしても、それから那須野巻狩りまつりにしても何百年とか、そういった歴史を持ったものでももちろんないわけですよ。スタートから行政がかなり責任を持ってスタートしているという事情もありますから、なかなか市民みずから祭りを主導していくというような形というのは難しいのかもしれないませんが、やはり巻狩りにしても10年は過ぎているわけですから、そういった観点からいくと、この辺で少し方向転換をして、規模が多少小さくなくても、本来言われている、市民がみずからの手で行うお祭り、そういった形態に徐々に変えていく必要があるんじゃないかと思いますが、一言市長のご意見をお伺いしたいと思います。

○議長（高久武男君） 市長。

○市長（栗川 仁君） 祭りの実行についてでございますけれども、確かに議員ご指摘のように、市が音頭をとってやったという、町が音頭をとってやったというのが始まりだというふうには認識しております。

そういう中で、市民に移行してはどうかということでございますけれども、当然そういう機運ができてくれば、大変ありがたいことだというふうに私も思っております。

特に巻狩りまつりの2日やる前日ですか、東那須野地区についてはもう多分市の行政からちょっと手が離れているのかなど。事業主体が東那須野のさまざまな団体が主体となってやっておるといいう状況でございますので、そういう雰囲気と申しますか、地域の醸成ができてくれば、大変ありがたいというふうに思っておりますし、そういうふうにできることを望んでおります。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） わかりました。

従来本当の姿でのお祭りの形成ができれば私も望むところでございます。

それでは、5番目の下水道行政についてであります。先ほど答弁をいただいたわけです。また、下水道課のほうに行って、水洗化率とか、それから普及率等々、細かな数字は聞いてまいったわけでありまして、先ほどの部長の答弁の栃木県生活排水処理構想、それに沿って、これからも進めると。旧市町の中で当然それに沿って進めていたので、そのとおりにこれからも進めていくと。3地区それぞれで進めていくというご答弁でした。

そうなりますと、実際に現在の認可区域がすべて工事が完成すると、普及率としては大体大まかどのぐらいの数字になるのでしょうか。

○議長（高久武男君） 次に、建設部長。

○建設部長（向井 明君） 現在の普及率が公共下水道の場合は51.2%になっているわけですが、そういうものを含めると、公共下水道だけで申し上げますと、大体70%近くまではいくんでないかというふうに思っております。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） それにかかる年数はどのぐらいを予想されますか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 申しわけございません。先ほどの公共下水道だけではなくて、全部、要するに公共下水道、それから農業集落排水、浄化槽を含めると62.7%ということになっております。その70%という数字は、そういったすべてのものを含んだ数字が現在70%になるんだろうということで、その目標年次につきましては、現行の整備見込み年次でいきますと、22年という年にはなっております。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） 自信はあるんですかと聞いたんですが、それはあれですね。

そのままいけば70%、その中には結局合併浄化槽も当然含まれるという数字で、今発表があったわけですから、公共下水道としての普及率としては当然もっとも低い数字になるわけですよ。

最初の質問でも言いましたが、やはり公共下水道を望む声というのは、かなり市民の間でも多いというのは事実だと思うんですね。そういったことを考えていくと、今後の市民皆水処理ができるということを考えていけば、先ほどの栃木県の生活排水処理構想のとおりに進めていくということは、相当なやはり年数を要していくし、当然予算がそこにはつきものですから、なかなか難しい部分というのはあるんだと思います。

合併を機に、やはり独自の構想的なもの、そ

のとおり進めるかどうかわかりませんよ。もちろん県が主導ですから、そちらを優先しなくてはいけなんでしょうけど、やはり市は市の独自の地形であったり、いろいろな特色があるわけですから、そういったものも、計画的なものも課の中でちょっと考えても、私はいんじゃないかなと思います。

3月の植木議員の質問の中で、農集の問題がありましたよね、西部地区の。思ったようには進捗はしそくないという話があったわけですけども、その農集にしても、なかなか1戸の負担が大きいの、難しい部分もあるんでしょうけれども、地区によって、やっぱり農業集落排水が一番マッチしているんじゃないかというようなところがないとは限らないと思うんですね。

それから、合併浄化槽にしても、個々の合併浄化槽もあれば、コミュニティープラント的な合併浄化槽も当然あるわけですから、ここはコミュニティープラント的な合併浄化槽をつけていくのが普及としてはしやすいんじゃないかとか、そういったことはやはり部内、課内でしっかりと私は検討していいんじゃないかと思うんですが、部長、いかがでしょうか。

○議長（高久武男君） 建設部長。

○建設部長（向井 明君） 議員提案のように、そういったことの内容については、十分検討する必要があるというふうには思っております。

地域性、それからあと経済性ですね。あと効率性等を考慮しまして、今後今の計画が、県の栃木県生活排水処理構想が22年が最終見込み年度となっておりますので、それに合わせて、各市町村におきましても、21年ごろからこの見直しがなされるとお思いますので、そういった今提案のありましたような内容につきましても、十分その中で検討していきたいと思っております。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） わかりました。

どう見ても公共下水道、流域下水道がつきそうにない地域がありますので、私もその一角に住んでいますけれども、そういったことも考えていただいて、いろいろな方策を今後検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、最後の森林セラピー基地について、再質問をちょっとさせていただきます。

今回これを取り上げたのは、きのうの人見菊一議員の質問の中に、板室地区、板室温泉、それから木の俣園地等々の整備計画はということで、総合計画の中に入れていきたいというような答弁があったわけですが、この森林セラピー、大まかですが、そうとは一概には言えないんですが、面積とすると200haとか300haが対象になっているんですね。それを考えると、あの板室温泉を中心とした、あの地域の森林等々を含めると、相当な面積があると思うんですね。

それから、もう一つは塩原地区、以前ゴルフ場開発をしようということで、第3セクターで進める予定のものが途中でとんざをしてしまって、今は最初の状態に戻すために植林がされているという話を聞いております。あそこの面積もこの前伺った170haほどあると。周りを合わせれば、優に300は超える地域だと思うんですね。

そのように、やはりこの那須塩原地域には、森林セラピーに非常にマッチした地域というのが存在をいたします。

話を戻しますが、その板室温泉の木の俣園地の整備であったり、板室ダムの整備であったり、そういったことを考えると、総合計画の中で進めていくということはもちろん必要でしょう。

でも、この森林セラピーのもし国から認可を受けることが可能であれば、遊歩道とか施設整備と

いうのは、その中に含まれてくるわけですから、非常に市にとってもいい施策になっていくのではないかなと私は思います。そういった観点をとらえると、可能性としてはどうだと思われませんか。

○議長（高久武男君） 産業観光部長。

○産業観光部長（田代 仁君） お答えをいたします。

先ほど議員さんから今お話がありましたように、セラピーの基地等については、おおむね300ha以上の森林等が周りに必要だという基本的な要件もあります。

また、ロードにつきましては、ある程度20分か30分の歩行距離ができるようなロード的なものが必要だというような要件等があるものですから、その板室温泉周辺につきましては、どこら辺まで捨うかちょっと問題があるんですが、約170から180haの森林面積が見込まれるものですから、ある程度可能性があると。

また、塩原につきましても大沼園地周辺については、相当の面積の森林があるものですから、あそこら辺についてもある程度の可能性はあるのかなと考えております。

○議長（高久武男君） 16番、吉成伸一君。

○16番（吉成伸一君） ぜひ今後調査研究等もしっかりしてやっていただいて、できれば森林セラピー基地の認定を受けられるような努力をしていただければと思います。

今回の一般質問でも何度も出てきています。「人と自然がふれあう やすらぎのまち、那須塩原」、もうこれにぴったりなのが今回の森林セラピー基地だと私は思います。そういった観点からもぜひとも前向きな形で進めていただければありがたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

以上で一般質問を終了いたします。ありがとう

ございました。

○議長（高久武男君） 以上で16番、吉成伸一君の市政一般質問は終了いたしました。

以上で質問通告者の質問は全部終了いたしました。

市政一般質問を終わりたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

市政一般質問を終わります。



#### ◎議案の各常任委員会付託について

て

○議長（高久武男君） 次に、日程第2、議案の各常任委員会付託についてを議題といたします。

ただいま上程中の各議案については、審査のため各常任委員会に付託をいたします。

議案第63号から議案第74号までの12件については、お手元に配付の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。



#### ◎請願・陳情等の関係常任委員会

付託について

○議長（高久武男君） 次に、日程第3、請願・陳情の関係常任委員会付託についてを議題といたします。

新たに提出された陳情2件については、既に配付いたしました請願・陳情等文書表のとおり関係常任委員会に付託したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（高久武男君） 異議なしと認めます。

よって、請願・陳情等文書表のとおり関係常任委員会に付託いたします。

関係常任委員会は、委員会日程に基づき審査を行い、本会議最終日、委員長は登壇の上、審査結果の報告を願います。



#### ◎散会の宣告

○議長（高久武男君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 2時48分